

長崎・興福寺後山の中国人墓碑群に 関する基礎的研究

長崎総合科学大学大学院工学研究科

博士課程 総合システム専攻

学籍番号 4012001

氏 名 姜 楠

目次

第1章	序論	4 頁
第1節	はじめに	4 頁
第2節	研究目的	4 頁
第3節	研究方法	5 頁
第4節	先行研究	6 頁
第2章	長崎の唐寺と中国人墓地	9 頁
第1節	本章の目的	9 頁
第2節	唐寺と中国人社会	10 頁
第3節	興福寺の創建	10 頁
第4節	中国人墓地の開設と特徴	13 頁
第5節	本章で得られた知見	18 頁
第3章	興福寺中国人墓碑群	19 頁
第1節	本章の目的	19 頁
第2節	『靈鑑録』について	19 頁
(1)	『靈鑑録』の整理	19 頁
(2)	被登載者の出身地名簿	19 頁
第3節	興福寺後山の中国人墓地	36 頁
(1)	既存地図の訂正	36 頁
(2)	墓碑の計測	38 頁
(3)	墓碑様式の調査	41 頁
第4節	碑文の分析	43 頁
(1)	碑文の文字	43 頁
(2)	碑文の特徴	46 頁
第5節	被埋葬者名簿の作成と整理	50 頁
(1)	被埋葬者名簿	50 頁
(2)	被埋葬者の出身地	59 頁
(3)	被埋葬者の身分と職業	62 頁
第6節	本章で得られた知見	64 頁

第4章 発掘調査	65 頁
第1節 本章の目的	65 頁
第2節 発掘調査の内容	65 頁
(1) 発掘調査対象の選定	65 頁
(2) 見取図と平面図の作成	67 頁
(3) 遭難現場で埋葬されたと推定	70 頁
(4) 発掘調査の意義	71 頁
第3節 本章で得られた知見	72 頁
第5章 結論	73 頁
第1節 まとめ	73 頁
第2節 今後の課題	76 頁
参考文献	77 頁
謝辞	78 頁

第1章 序論

第1節 はじめに

長崎と中国との交流は、16世紀末に唐船が長崎港に来航したことに始まる。各地から来航した中国人たちは精力的に活動、日本と中国の貿易や文化交流の基礎を築いた。

これら中国人たちは明末から清初の戦乱を避けるため、航海の危険を顧みずそれぞれの港から出航、長崎に来航した。

来航する中国人の数が少なかった頃は、長崎で死亡した中国人は稲佐の悟真寺の後山の埋葬地(後の中国人墓地)に埋葬していたが、唐船の来航の増加に伴い、しだいに中国人専用の寺院、さらには墓地が必要となった。

このような中国人たちの要請のもと、興福寺をはじめ福濟寺、崇福寺が相次いで建立され、それぞれの後山に中国人墓地が造営された。これら中国人墓地造営の大きな目的は、長崎滞在中、もしくは航海の途中で死亡した中国人を「埋葬」供養するためであった。

現在、長崎市内には、悟真寺国際墓地内の中国人墓地のほか、興福寺や福濟寺、崇福寺に中国人墓地があり、多くの明と清時代の中国人、さらには華僑が祀られている。

しかし、現代の中国では、多くの墓地が都市開発等にもない整理され、墓地は建設用地とされ、墓碑などは建築資材として転用されたりして、長崎の中国人墓地のような18世紀から19世紀の墓地は、少なくなった。

それだけに、これら長崎の中国人墓地の調査研究は、中国における同時代の墓碑の調査研究する上で大いに参考になるものと思われる。

第2節 研究目的

本論文は、興福寺の中国人墓地に関する基礎的研究である。目的は、以下の3つである。

(1) 興福寺の中国人墓地に被埋葬者の子孫が現在、海外に存在するのか、中国に存在するのか、分らないが、きっと存在することに違いないと思われる。被埋葬者のリストを作成し、インターネットで発表する。子孫に見せてあげようと思う。被埋葬者の子孫が長崎の興福寺に先祖を祀って来て、正確に先祖の墓を見分けるために、本研究を行った。また、本人は中国人の視角から、中国人の海外墓地を研究することを通して、先行研究者である日本人をこえる進歩と期待している。

(2) 江戸時代の長崎における中国人社会に唐寺が果たした関係や役割を明らかにすることである。その関係や役割を解明することで、後述するように、当時の三幫の活動範囲が解明されるのである。また、江戸時代の長崎における中国人墓地を研究することによって、その研究によって知られた中国人の埋葬方法について解明することである。

(3) これまでの中国人墓地の研究は、碑文の記録、さらには被埋葬者の出身地などの調査に限られる傾向にあったが、本研究は興福寺における中国人墓地の詳細な地図を作成、

さらには碑文の解読を確実に行ったことである。この碑文の解読によって被埋葬者のそれぞれの身分や職業、乗船していた唐船の情報などが解明されるのである。

第3節 研究方法

(1) 関連資料の利用方法

筆者は、研究テーマを決めて以来、興福寺の中国人墓地の関連の文献資料を収集した。長崎市立図書館、長崎県立長崎図書館、長崎大学附属図書館、長崎歴史文化博物館などを何回も訪れた。主要な文献資料として、興福寺をはじめとする唐寺に関する文献資料、中国人墓地に関する文献資料、唐船をはじめ日中貿易に関する文献資料、唐通事をはじめ長崎の地役人に関する文献資料、悟真寺をはじめ長崎の寺院に関する文献資料などを多数収集した。また、『長崎墓所一覧 風頭山麓編』の墓地地図の作成を担当した原田博二氏との面談を重ねた。同氏が提供した、宋紫岩の墓碑確認を報告した昭和56年の新聞記事は貴重な資料であった。

(2) 興福寺中国人墓碑群についての具体的な研究方法

1) 先行研究の訂正と被埋葬者リストの作成

興福寺後山の中国人墓地は、これまで樹木や竹、さらには雑草などが繁茂、踏み込むのも困難な程で十分な調査は不可能であった。2012年2月から3月にかけて長崎史談会の会員の協力を得て、これら中国人墓地の現地調査を行った。墓地の草木の伐採後、墓碑の確認、写真撮影、実測図の作成、既存の調査資料や地図との比較、碑文の解読などが主な作業であった。その結果、既存の調査資料や地図には間違いが多く見られた。そこで、さらに、興福寺の『靈鑑録』など過去帳とも照合、その誤りを訂正した。なお、これらのデータは付録の「興福寺中国人墓地の被埋葬者リスト」に記載している。

2) 現代の中国三江地方における墓地の調査

2013年8月から9月まで、中国三江地方を中心に湖州、南京、杭州、蘇州に現存する墓地の調査を行った。その目的は、興福寺後山における中国人墓地の被埋葬者の子孫の有無、同墓地と中国における同時代の墓地とのその形式等の比較、さらには興福寺の中国における歴史的な繋がり等を究明することであった。

これらを解明するため、興福寺における中国人墓地の中で最も著名な被埋葬者である宋紫岩の故郷・中国浙江省湖州市で紫岩の子孫の有無を調査、ほかにも南京市の中山陵（孫文の墓）、南京市の世界遺産である明孝陵、南京市の靈谷寺にある国民革命軍陣亡将士公墓や鄧演達墓、杭州市西湖にある岳飛墓や秋瑾墓、蘇小小墓、盖叫天墓、杭州市の永福禪寺にある瞿鴻機墓、興福寺の第9代住職である竺庵浄印が出家した杭州市の靈隱寺などを訪ねて調査を行った。

3) 中国人墓地の発掘調査

現在に至るまで、長崎における中国人墓地の本格的な発掘調査は全く行われていなかった。ということは、これまでの中国人墓地に関する研究は、墓碑の碑面に限定されており、墓碑そのもの、全体については調査研究を行われていなかった。そこで、墓誌や副葬品の有無、さらにはその内部構造を解明するためにも発掘調査が必要となった。

そこで、興福寺後山の 116 基の中の A7 趙可欽の墓を発掘調査の対象とした。というのは、趙可欽の墓は大きく、興福寺におけるほかの中国人の墓碑の中でもひととき目立った存在であるからである。趙可欽は唐船の船頭であるが、国学生という身分でもあった。そして、その大きな墓碑から可欽が生前は裕福だったと思われることから、墓誌や副葬品の残存が期待されるからである。さらには、趙可欽は、後述するように、乗船が難破、溺死したと思われるが、この唐船の難破については、『長崎実録大成』などに記載されているなど、日本側の史料からも裏付けられるからである。

なお、この発掘調査は、後述するように 2014 年 8 月 1 日に行った。長崎総合科学大学ブライアン・バークガフニ教授や長崎総合科学大学環境・建築学部の李桓先生のもと長崎史談会の会員や長崎加工石材協同組合の組合員埜中孝(一級技能士)氏などの協力をいただき、趙可欽の墓碑のそれぞれの石を実測、図面を作成した。

第 4 節 先行研究

(1) 興福寺後山の中国人墓地についての先行研究

興福寺後山の中国人墓地に関する先行研究は極めて少ない。同墓地に関する唯一の研究書は、宮田安「興福寺の唐人墓地」(長崎華僑研究会編著『長崎華僑史・稿(史・資料編)・年報第三輯』所収、長崎市立博物館 1987 年)である。この「興福寺の唐人墓地」には中国人墓地の略図が描かれ、墓地を場所毎に区分しているが、墓碑の位置が実際の場所と違って記載されているものもあった。5 基の墓碑があった。また、この「興福寺の唐人墓地」は被埋葬者の出身地、死亡の年月日の記録などに関心が寄せられているが、それぞれの被埋葬者についてその経歴などを解明するに至っていない。特に被埋葬者の身分や職業、乗船の入港時期などは全く着目していない。さらには、中国の古い地名を現在の地名に比定しているが、なかには誤って比定しているため、被埋葬者の出身地別の人数の統計も非常に曖昧である。なお、宮田安氏の死去によって、現在、その研究は中絶の状態にある。

(2) 他に関連文献について

1) 興福寺の唐人墓碑群に関連する文献(本研究との関連性)

	著者と著書名	本研究との関連性
(1)	『興福寺霊鑑録』(コピー)	上下の2部がある。上は1707年(中国暦に替える、以下、同)から1837年までの埋葬記録で、271人と1回の海難事故で死亡した150人(氏名不明)が記載されている。下は1821年から1927年までの埋葬記録で、131人の名前が記載されている。なかには、上と下に重複して記載されている被埋葬者もいる。なお、この『霊鑑録』に記載された中国人は、興福寺後山の中国人墓地の他、悟真寺の中国人墓地にも埋葬されたものと推測される。

2) 興福寺の中国人墓地に関連する文献

	著者と著書名	本研究との関連性
(1)	宮田安他著『長崎墓所一覧 風頭山麓編』長崎文献社 1990年	風頭山麓の墓地について調査、墓地図を作成した。本論文の墓域図は同書から引用した。しかし、同書の編集意図が中国人関係墓地を外しているためか、興福寺の中国人墓地についても、図面等はなく、その解説も簡単で、参考にはなり得なかった
(2)	竹内光義・城田正義著『長崎墓所一覧－悟真寺国際墓地編』長崎文献社 1982年	悟真寺後山の中国人墓地について調査をしたもので、230基について、碑文、墓地図が収録されている。被埋葬者を出身地毎に記載されているが、福建省出身者が多数を占めていることがわかった。最も古い墓碑は寛永4年のもので、以上のことからわかるように、唐寺の創建以前は全てこの墓地に埋葬されたことが分かった。
(3)	宮田安稿「崇福寺の唐人墓地」(長崎華僑研究会編著『長崎華僑史・稿(史・資料編)』年報第2輯)長崎市立博物館 1987年	崇福寺後山の中国人墓地のなかで確認した277基について、その墓碑を記録、出身地毎に整理、記載している。なお、埋葬された中国人の実数は284人で、その内、福建省出身者は225人である。

	著者と著書名	本研究との関連性
(4)	台湾国立金門大学編『海外金門人僑社調査実録・日本編』「付録一長崎福濟寺華人墓園資料」	福濟寺の中国人墓碑について、現存する 339 基を調査したもの。中国人墓碑の配置図と碑文を記録、出身地毎の人数を集計している。
(5)	大日本近世資料・東京大学史料編纂所編『唐通事会所日録』一～七（覆刻版）東京大学出版會 1984	長崎における唐通事会所の執務日記。全 10 冊。記載内容は、寛文 3 年(1663)から正徳 5 年(1715)に及ぶ。本論文の在留中国人の死亡については、同書から引用した。

3)唐船・唐寺・悟真寺に関連する文献

	著者と著書名	本研究との関連性
(1)	中村質著『日本来航唐船一覽』明和元年(1764)～文久元年(1861) 長崎県立長崎図書館 1997年	長崎に来航した唐船の船頭名（脇船頭・財副なども）、官商か民商かの区別、船名、起帆地と年月日、乗組員数、長崎到着年月日、宿町名、信牌受領者名、帰帆日などが記載されている。同書から被埋葬者に関する履歴等を作成、本論文に掲載した。
(2)	山本紀剛著『唐人屋敷』謙光社 1983年	長崎の唐寺及び悟真寺の建立概要などについて記載されているので、参考にした。

第2章 長崎の唐寺と中国人墓地

第1節 本章の目的

本章の目的は以下の通りである。1) 長崎の唐寺と中国人社会との関係を分析し、唐寺が中国人社会に果たした役割を明らかにすること。2) 長崎における資料等の中に見られる興福寺の創建の時期や創建者に対する記事の異動について訂正、興福寺の創建の目的を明確すること。3) 中国人墓地に現存する中国人墓碑を出身地毎にまとめることによって、長崎における三幫の活動範囲を解明すること。などである。

第2節 唐寺と中国人社会

興福寺や福濟寺、崇福寺は、唐寺と呼ばれたが、これら唐寺が創建された頃は、預かった航海神媽祖を祀る祠堂のようなものであったと考えられている。当時、長崎に来航する唐船には必ず航海神媽祖が祀られていた。媽祖というのは「菩薩」または「天后」とも呼ばれた航海の守護神である。最初、媽祖は長崎の船宿や知人宅などに預けられたのであるが、来航唐船が増加するに伴って中国人たちの間に三つの同郷団体幫が形成されていった。三つの幫とは、三江幫、泉漳幫、福州幫の三つである。このうち三江幫は江蘇省・安徽省・江西省・浙江省地方の出身者の幫、泉漳幫は福建省の泉州や漳州地方の出身者の幫、福州幫は福建省福州地方の出身者の幫である。幫が結成されると、その集会所に媽祖が祀られるようになった、この集会所が後に唐寺として整備されていくのである。

唐寺というのは、元和6年(1620)に創建された興福寺(南京寺と呼ばれた)、寛永5年(1628)に創建された福濟寺(泉州寺、または漳州寺と呼ばれた)、寛永6年(1629)に創建された崇福寺(福州寺と呼ばれた)の三つの寺院で、唐三か寺、または三福寺と呼ばれた。そして、この唐三か寺の創建から約半世紀遅れて、聖福寺が創建された。広東地方の中国人が中心となって創建したので、後に広東寺と呼ばれた。そこで、以後、この三か寺、もしくは三福寺に聖福寺を加えて唐四か寺、または四福寺と呼ばれたのである。

唐寺の役割について、内田直作はその著『日本華僑社会の研究』¹で「これら四箇寺建立の明末清初において、先に明朝側では遣明船以外の日本との通交を固く禁止し、清初においても、台湾に蟠踞した鄭氏一族の降服する康熙二十三年(一六八四年)までは海禁鎖国していたから、来崎した唐商達はなかば海寇であるが、流亡者であった。・・・当時来崎した唐商達もこれ等本国並びに台湾方面からの流寓明人達であったといわれる。記述の馮六以下の唐通事たちもまたこれ等明末の流亡者であったという。即ち、これ等本国政府の何等の保護を受けないなかば海寇、乃至は流寓の唐商、通事達により構成させ、暴力のみ支

¹ 内田直作氏 『日本華僑社会の研究』 一橋論叢 東京同文館 1949年 53頁～54頁

配し、無秩序なるべしと想像されうる社会の中から、自主的、かつ地方別秩序整然と各幫別に唐三（四）箇の建立をみたのである。」と述べておられる。

山本紀綱もその著『唐人屋敷』で、「唐三箇寺は中国では明末清初の国内動揺時代に当たり、また日本ではようやく社会安定の曙光がきざそうしていた江戸時代の初期において、中日両国の国情をそれぞれ反映して、長崎という両民族唯一の接触地に創建された唐寺であった。従って流寓唐人と後続の渡来唐人にとっては、日本における信仰と団結として、江戸期を通じて異色ある存在となったのである。すなわち、各幫別寺院を中心として異邦における同郷人の結束をはかった点において、今日華僑団体が中国国内各地方出身の華僑を包括した集成団体であるのとは、その構成の様式を異にしているが、その先駆的母体であったことは注目していいであろう」と述べておられる。

これら唐三か寺は、媽祖の安置の場であり、幫の集会の場、さらには一族などの菩提供養の場であった。これらの唐寺は、後の中華会館・公所や華僑總會など在日本華僑の自治団体の先駆をなすものであったと考えられる。

第3節 興福寺の創建

興福寺（長崎市寺町4番32号）は、黄檗宗の寺院で、南京寺とも呼ばれたが、日本における最初の唐寺で、黄檗禅の発祥の地として知られる。風頭山麓にあり、寺町通りに面し、東は浄安寺に、西は延命寺にそれぞれ隣接している。しかし、その創建の時期や創建者について、諸説がある。

(1) 創建時期及び創建者

1) 元和6年真円の創建説

『長崎実録大成』に「元和六庚申年建・・眞圓ヲ開基シ住持として禅院ヲ創建成シタキ旨」と記述されている²。また、『長崎名勝図絵』には「…眞圓を開基とする佛寺建立を願い出て、これが許可された。船主等は大いに喜び、佛殿を建て、傍に媽祖堂を建てて天妃を祭り、…」と記述されている³。これらによると、興福寺は元和6年（1620）に真円によって創建されたのである。

2) 元和9年真円の創建説

『長崎記』には「元和九年草創」⁴と記述されている。即ち、興福寺は元和9年（1623）に真円によって創建されたというのである。

3) 寛永年間の黙子の創建説

² 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎実録大成正編』 長崎文献社 1973年 第5巻 133頁

³ 丹羽漢吉『長崎名勝図絵』 長崎文献社 1974年 巻之一 15頁

⁴ 山脇悌二郎著 『長崎記』 朝日新聞社 1965年

『長崎図志』に「寛永中僧黙子建」⁵と記述している。『長崎港草』に「…明江西ノ人真円来ル事ニ坐シ罪ヲ得ル因テ自ラ剃髮シテ僧トナリ元和九年始テココニ隠ル寛永中僧黙子募リ建堂宇…」⁶と記述がある。これによると、寛永年間に黙子が興福寺を建てたということになるのである。

これらの諸説に対して、『長崎実録大成』正編第五巻に次の記述がある⁷。
當寺開創ノ事ハ、元和六年唐僧眞圓當表ニ渡來リ、三ケ年ノ間興福寺境内ニ庵室ヲ結ヒ住居セリ。…寛永九年（一六三二）唐僧如定渡海ス。是ヲ第二代ニ住持セシム。正保元年（一六四四）同逸然渡海ス。是ヲ第三代ノ住持トシ、年々諸船主化縁ヲ以テ諸堂塔伽藍山門等全ク造営成就セリ。

これによると、興福寺は、真円が元和6年(1620)に長崎に来て、3年間庵を結んだという。その時、興福寺は寺廟あるいは祠堂として整備されたと思われるが、仏殿をはじめ諸堂や山門などが整備されるには至らなかったと思われる。そこで、元和6年に寺を建てたという説もあり、同9年に寺を建てた説もあるわけである。『長崎実録大成』によれば、伽藍について、それぞれの堂宇がどのように造営されたか明確に記述していない。それらが完成させたのは逸然の時代であるという。『長崎名勝図絵』では「寛永九年（1632）唐僧黙子如定来朝、二代の住職となる。翌十年如定は唐船商に財を募り、堂宇を建立、十八年（1641）竣成した。正保二年（1645）逸然来朝、三世となる。」とある⁸。即ち、黙子如定が寛永18年(1641)までに伽藍のすべてを完成したように記述されている。『新長崎市史』はこれに従っている⁹。黙子如定は、寛永11年（1634）にも、酒屋町と磨屋町との間に長崎における最初の明朝式石造アーチ橋眼鏡橋を架設しており、その土木工事の知識は興福寺の伽藍整備にも大きな力となったであろう。したがって、寛永年間(1624～45)に黙子によって興福寺が建てられたという説もあったのである。

(2) 興福寺の創建目的

興福寺は、元和6年(1620)わが国における最初の唐寺として創建された。その創建の目的は三つあったと考えられる。①江戸幕府の厳しいキリシタン政策のなかで、自身がキリシタンではないことを証明するためであった。②航海の無事を祈り、航海守護神・媽祖を安置する場を設置するためであった。③先亡者の冥福を祈るためであった。この三つの理由で、興福寺は創建されたと考えられる。

興福寺の創建目的について、『長崎実録大成』正編第五巻には次のように記述されている¹⁰。

5 純心女子短期大学長崎学研究所編集『長崎図志』 純心女子短期大学 1991年 109頁

6 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎港草』 長崎文献社 1973年 302頁

7 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎実録大成正編』 長崎文献社 1973年 133頁

8 丹羽漢吉『長崎名勝図絵』 長崎文献社 1974年 卷之一 15頁

9 長崎市史編さん委員会 『新長崎市史』第二巻近世編 長崎市 736頁～737頁

10 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎実録大成正編巻5』 長崎文献社 1973年 133頁

(略) 其頃邪宗門御制禁嚴厲ナリシ時節、日本渡海唐人ノ内天主耶蘇教ヲ信敬スル者混シ來ルノ由風聞專ラナリシ故、南京方ノ船主共相議シ、唐船入津ノ最初ニ天主教ヲ尊信セサルヤ否ノ事ヲ緊シク穿鑿ヲ遂ケ、且ツ海上往來平安ノ祈願又ハ先主菩提供養ノ爲、右眞圓ヲ開基ノ住持禪院ヲ創建成シタキ旨、御奉所ニ相願フノ處免許有テ、東明山興福寺ヲ開創シ、諸船主共布施寄進縁銀及ヒ香花料ヲ進呈シ、佛殿並船神媽祖堂ヲ造立シ、每船持渡ル處ノ佛神ノ像ヲ殘ラス寺内ニ持來シメ、住持眞圓ヲ始寺中ニ役僧立置、委細可遂吟味ヲ旨第一肝要ノ寺役ニ被仰付之、市中ニテ南京寺ト稱ス。

これによると、キリシタンが中国人らに混入して日本に潜入するおそれがあったので、その個人別の身元調査は厳重であった。そこで、中日貿易が阻害されないよう、中国人らは自発的に寺院を建立、同郷の僧侶を寺院の住職として、自分たちがキリシタンではないことを明らかにしたのである。

中国人たちの媽祖に取り扱う大切さについて、西川如見の『華夷通商考』¹¹卷之二の中で次のように記述されている。

「(略) 長崎ニ來ル唐人船菩薩ト号スルハ第一媽祖ナリ姥媽共号す本福建興化ノ林氏ノ女大海ニ没シテ神ト成神異靈現ニシテ渡海ノ船ヲ護ル天妃ノ尊号ヲ諡ス又ハ聖母ト号ス觀世音ノ化身ト云薩摩國野間權現は姥媽神也野間ハ則姥媽ノ和音ナリ・・・(中略) 長崎ニ來ル唐船津口ニテ必ずス石火矢ヲ放ツ碇ヲ入レハ必ス金鼓ヲ鳴シテ祝クナリ津内ニ類船アレハ禮簀ノ上ケ下シニ先ニ到レル處ノ船ニ禮讓シテ後金鼓ヲ鳴シテ禮簀ヲ納ムル法ナリ又同津ノ中一船荷役ノ後菩薩ヲ船ヨリ下シ又ハ歸帆ノ時菩薩ヲ乘スル事アレバ最モ路次スガラ金鼓ヲ鳴ス事ナリ既ニ其船ニ到リスレハ湊中ノ類船盡ク金鼓ヲ鳴ス事三三九遍歸帆既ニ碇ヲ揚石火矢ヲ放チ金鼓ヲ鳴ストキモ湊中ノ類船皆各三三九遍ノ金鼓ヲ鳴シテ出帆ヲ祝フノ禮法アリ唐土ノ風俗なり」

唐土風俗についての媽祖の乗せおろしが大切に行われていたことが伺える。短期滞在また長期の居住する中国人たちは船に乗って長崎に渡ってきた。すべての中国人も航海とつながりがあるので、何よりも航海守護神の媽祖を信仰している。彼らは航海中に媽祖神像を船上に祭って、昼夜水路の安全を祈り、長崎港へ入ると、それを陸上へ揚げて感謝を捧げるのが習慣である。媽祖を唐船からおろして唐寺などに安置することを「菩薩揚げ」、反対に唐寺などの媽祖堂から唐船に乗せることを「菩薩卸し」と呼んだ。

来航の初めから船菩薩を預ける所が問題になった。船から下した媽祖の処置は宿町或いは頭人の家へ持ち込んで祭られた。普通はこの神聖なる神像を関係会館か寺廟に預けて、神職者に拝礼の世話を任せることが多いのである。しかし、航海守護神の祭祀は同じ信仰を持つ唐人たちにとっては、放置しがたい大切な事なので、間もなくそれを安置する公共の場所が設置される必要があるようになった。長崎の唐寺のもっとも始源は媽祖預かりの祠堂が始まりであると考えられる。

¹¹ 西川如見 『華夷通商考』 卷之二 1708年 24頁～25頁

さらに、『長崎実録大成』正編第五巻には「先主菩提供養ノ為」と記述されているので¹²。興福寺を創建した目的の一つは「死者の冥福を祈るために、仏寺を建立する。」ということである。

これらの理由で、①のような言い方は『長崎実録大成』に記述されているが、他の文献史料からは確かめることはできなかつた。しかし②)と③は史料的にも確かめられる。従って、興福寺は同郷出身者の集会所から始まり、最初は唐船の媽祖を預かって祀ることが目的であった。

第4節 中国人墓地の開設と特徴

現在、長崎には、中国人墓地について稲佐の悟真寺国際墓地の中国人墓地、興福寺の中国人墓地、福濟寺の中国人墓地、崇福寺の中国人墓地が現存している。当初、長崎で死亡した中国人は稲佐の悟真寺や唐三か寺の中国人墓地のほか、皓台寺や大音寺などの寺院にも葬られた。しかし、後には、中国人が長崎において死亡した場合は、葬礼は悟真寺または唐三か寺のいずれかで行われ、一般中国人の場合はそれぞれの唐寺の後山に葬られたが、船頭など特別な中国人は、遺体を中国に運ぶことが許されていた。

(1) 悟真寺の中国人墓地

長崎と中国との関わりは、16世紀末に唐船が長崎港に来航したことに始まる。寛永12年(1635)の長崎集中令により、唐船は長崎以外の港に来航することを禁じられた。そこで長崎での貿易は中国とポルトガルの2か国に限られたのである。後に、唐船の来航は飛躍的に増加していた。悟真寺(浄土宗・終南山)は、慶長3年(1598)僧聖誉玄故により開かれたものである。長崎に居住した中国人たちの内、長崎居住を特別に許されたものは「住宅唐人」と呼ばれ、市中はもとより、稲佐とのその周辺に多く居住した。慶長7年(1602)長崎在留の福建省漳州の商人欧華宇¹³と張吉泉らは悟真寺を菩提寺として、100間四方の墓地を賜り、同寺を在留中国人の集会所とした。長崎と中国人墓地との結びつきがこれから始まるのである。つまり、墓としては悟真寺と中国人墓地が長崎に来航した中国人らの菩提寺、墓所となったことである。

現在、悟真寺後山の稲佐国際墓地には中国人墓地、オランダ人墓地、ロシア人墓地などが存在しているが、悟真寺中国人墓碑は254基が確認されている。鎖国時代のもので、年代が判明した墓碑は230基である。最も古いのは寛永5年(1628)の潘我讓の墓碑と、長崎の諸本に書き継がれてきたが、実際にはこれより1年前の寛永4年(1627)の墓碑が2基現存している。悟真寺の中国人墓碑は、唐寺の中国人墓碑に比べて古い。というのは寛永期の墓碑が唐寺にはないからである。出身地について、福建省が150基を占め、絶対多数であ

¹² 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎実録大成正編』長崎文献社 1973年 第5巻 133頁

¹³ 『長崎図志』以来、長崎の諸本はみな欧陽華宇とするが、欧華宇が正しい。姓は欧陽でなく、欧である。

る。このうち、福州府が 126 基で、全中国人墓地の過半数以上を占めている。一方、浙江省、江蘇省などの墓碑も少数ながら現存している。

(2) 唐三か寺の中国人墓地

江戸時代の初期は、悟真寺が在留中国人の菩提寺とあった。しかし、元和 6 年(1620)の興福寺について、寛永 5 年 (1638)、6 年 (1639) に、福濟寺や崇福寺が建立されると、悟真寺を菩提寺とする在留中国人の数は次第に減少していった。

興福寺の中国人墓地について、その墓碑数は 116 基、被埋葬者は 133 名で、すべて男性である。碑文に見る被埋葬者の没年は宝暦 7 年 (1757) から明治 20 年 (1887) の範囲内である。被埋葬者の多くは、南京を中心とする揚子江の下流の南京地方出身である。内訳は以下の通りである。浙江省出身者 (以下、出身者は略) 52 名、江蘇省 45 名、安徽省 4 名、福建省 1 名、直隸省 1 名である。出身地の地名と現在の地名を照合できない墓碑は 2 名、出身地が記載されていない墓碑は 22 名、樹木の根に挟まれて碑文を判読できない墓碑は 1 基である。

福濟寺の中国人墓地について、現在は整理され、墓碑だけが一か所集められている。墓碑数は 339 基、埋葬人数は 339 名。そのうち金門出身者 (以下、出身者は略) が 84 名、同安は 83 名。両地の人 は多数を占めている。記入されていない人は 128 名。一方、廈門、福建、浙江、江西、奉天などの出身者もいた。

崇福寺の唐人墓地は、墓碑数は 277 基、被埋葬者は 284 名である。崇福寺の唐人墓地は後山に散在しているので、便宜的に「A」から「J」と 10 地区を分けられ、調査が行われた。被埋葬者の 284 名のうち 225 名は、福建省の人である。

唐三か寺の中国人墓地の墓碑の碑文の形式はさまざまである。後に詳述べるように、上級船員クラスの場合は、出身地、姓名、生卒年、奉祀者などが刻まれている。しかし、下級船員クラスの場合は、きわめて簡単である。

(3) 在留中国人の埋葬記録

在留中国人が死亡した場合、死亡者の遺言や船頭などの願いに応じて、唐寺の墓地か悟真寺の中国人墓地に埋葬された。海難による死亡者は、遭難現場か遺体の漂着地などに埋葬されている。

当時、在留中国人の死亡者が唐寺か悟真寺に葬られる記録について、『唐通事会所日録』¹⁴の中に次のように記述されている。以下の通りである。

「(元禄二年四月) 貳番寧波船 (浙江省) 之こぐしや (工社) 王萬盛と申者、年四十八ニ罷成申候、此間ヨリ相煩申候ニ付、色々養生仕申候得共、終ニ本復仕不申、只今相果申候由、唐人屋敷ヨリ申來候ニ付、御檢使為可申請、右之旨書付を以立山 (立山役所) へ柳公申上候、西へ (西役所) へハ仁兵衛申上候、御檢使御迎ニ三郎兵衛 (林) 出ル、尤宿町へも申遺候、立山へ宿町乙名・與頭、西へ與頭御檢使迎ニ遣し、尤付町ハ唐人屋敷へ遣し置

¹⁴ 東京大学史料編纂所編『唐通事会所日録』 一～七 (覆刻版) 東京大学出版會 1984

申候、御檢使佐和善四郎殿・池田清左衛門殿・松井只右衛門殿・石井半右衛門殿・關彦介殿、番人吉田與七郎、町使乾藤七、通事林三郎兵衛、右之通御出候て御改被成候、取置申候様事ハ明日之事ニ可仕候と被申付候へハ、病死唐人之いとこ御座候、此者願ハ、崇福寺寺中ニ送り被下候ニと願上候、」（『唐通事会所日録』1）¹⁵

「（元禄十四年十一月）同十八日、四拾四番臺灣船先乗り之水手蔡五ト申者、本船ニて致病死候段、船廻り中山太平次迄申達候故、唐人屋敷へ申遣、此間病氣ニ有之由船頭方ヨリ承屈、則船頭方の葬申度由願書差出候ニ付、書付相添御檢使申請度由、西御掛ニ付市郎兵衛申上候る、先乗之唐人病死之節者、去年も御掛り斗御檢使御出し被成葬申候、尤構ヨリ船頭御出し御見屈させ可被下候、御迎ニハ中間・宿町・付町罷出可申由申上候處、其通ニ仕候様ニと被仰付候、立山へも右之書付一通仕、繼右衛門差上、右之趣申上候得者、御聞屈被成候由三郎右衛門殿被仰候、後剋西ヨリ御檢使伊藤儀右衛門殿、下役朝比奈新平殿・保坂藤七殿・茂傳七殿・佐々伴右衛門殿、町使伴與一兵衛、尤構ヨリ船頭主従貳人罷出申候ニ付、（略）中間ヨリ仁兵衛、節右衛門・唐年行司二木宇右衛門、宿町・付町乙名・組頭立合申候て。船頭見屈申候由證文差上申候、悟眞寺へ葬申候ニ付、悟眞寺ヨリ葬手形差上申候、（『唐通事会所日録』3）」¹⁶

唐人の海難による溺死の場合は『唐通事会所日録』には次のように記述している。

「（宝永四年六月）（略）五島兵部様（盛朗、肥前富江邑主）領内ニて唐船壹艘破船仕、船・荷物共ニ無之由、乗組之人數者四拾人、内貳拾八人溺死、拾貳人生残り之由、死骸も貳ツ揚り申候由申來候、尤唐人方ヨリ差出申候眞ノ物も御見せ被成候、荷物之品々書付參候、出所者臺灣出シ船、船頭（吳爾厚）名も知不申候、陳一官と申者眞ノ物ニ名書付遣候迄ニて有之候、就夫、あなた御在勤之内終ニケ様成事無之候、前廉もケ様成儀有之候哉と御尋被成候ニ付、成ほと前々ヨリ他領ニて破船など仕候儀者毎度御座候由申上候、扱又、死人唐人者何程ニ仕候哉、此方へ送り申事ニ候哉と御尋被成候ニ付、其段者、先々ニて唐人共御願申上、葬申候由申上候へハ、左候ハハ唐人葬申候様子吟味仕、書付候て見せ候様ニ被仰付候、依之、役所ニて遂吟味、十四年以前戌之年（元禄七年）、（廣東省）潮州船頭（五十八番船）呂雷（宙）官歸帆之節、大風ニ逢、薩摩領ニて破損仕、唐人九人溺死、壹人者病死、メ拾人彼地ニ葬申候、十三年以前亥之年（元禄八年）來朝之福州船船頭周寶舍、さつま領永良部ニ漂著、翌年送參候、是又永良部ニて壹人病死仕候、是も彼地へ葬申候、又十一年以前寅之年（元禄十一年）寧波出し船頭凌我惟と申者入津之節、大村領平瀬と申所ニて破船、船中四拾四人之内貳拾四人溺死仕候、此節も御願申上、彼地へ葬申候、殘て貳拾人送參申候、此様子書付、西へ藤治右衛門差上候所ニ、成ほと可然由ニて御請取被成候、（『唐通事会所日録』4）」¹⁷

15 同上 一 249 頁

16 同上 三 182 頁～183 頁

17 同上 四 229 頁～230 頁

以上によると、船中で病死また事故死した場合、まず、長崎奉行所から検使が派遣され、死亡の事実を確認し、ほとんどの場合は縁者や船頭の希望によって唐寺か悟真寺の墓地に、検使立会のもとに埋葬している。また、江戸時代の唐船は常に海難事故見舞われている。溺死した人たち遺体がすべてが海から収容されないこともあった。海難による死亡者の場合は、その名前などが長崎に連絡され、遭難地か遺体の漂着地などに葬られることもあった。

(4) 中国人墓地の特徴

墓は遺体または遺骨を葬り、故人を弔う場所である。墳墓、または墳塋などともいう。一般に墓石・墓碑などを置く、また、この墓石・墓碑を指して墓ということもある。

中国の場合は、墓地と寺院とは全く別で、日本のように、亡くなった人を寺院の境内や後山などに埋葬するという習慣はない。しかし、長崎では中国人の墓地はすべて寺院の境内や後山などに設けられている。

1) 社会性

中国人の病人には、医師の治療や薬が与えられる。亡くなった場合は長崎奉行所から検使が派遣され、死亡の事実を確認し、縁者や船頭の希望によって唐寺か悟真寺の墓地に検使立会のもとに埋葬している。親族あるいは船主は墓地を購入するために相当の金額を支払われている。長崎の寺院と中国人社会は互いに影響し合うのである。中国人社会は寺院に対して、決定的効果がある。寺院は敬遠される葬送及び神聖な葬儀を世俗の生活へ戻させ、中国人者の人々を団結させる。江戸時代の来航中国人が寺院に墓地を設けたのは、海外で貿易等を行う中国人にとって、それは同郷意識を高揚させるとともに、経済活動を有利に導くための大きな手段でもあった。これは孤立無援の海外における環境下で、同郷意識と商魂とによって、団結の機能を発揮した。

2) 互いに助け合う集団性

中国人が亡くなった場合、通常、葬儀は家族によって行われるが、長崎の中国人の場合は、単身長崎に滞在しているため、家族は行うことができず、乗船の船頭や仲間たちによって行われた。



図 2.1 江戸時代唐式木製寝棺（筆者撮影）

上図は毎年、崇福寺で行われる普度に飾られる三十六軒堂の一つ棺桶店の絵である。江戸時代、長崎には中国の職人が唐式の寝棺造りに従事していた。長崎には唐装飾が施された木棺を必要とする多くの中国人が滞在していた。往時の中国社会では、不老長寿、家内安全、害なきことを願って、生前に自分の棺桶を用意し、自室に立てかけておく習慣があった。ちなみに、江戸時代の日本では座棺が一般的に用いられたが、長崎の中国人の埋葬には寝棺が一般的であった。

3) 特殊性

実に、長崎の唐寺が仏教寺院の形態をとったのは、宋氏¹⁸がいわゆるように、国家の政治力の保護を失った長崎流寓の中国人が、その団結を維持するためとった方法であって、海外華僑団体の発展史上では実に特殊の事例に属するという見方がある。つまり、唐寺は在外華僑団体の発展史上において、実に特殊の事例と目された。中日友好史上にあっても、江戸時代の中日関係の特殊性を表徴する歴史的意義をこれらの唐寺に見ることができる。長崎の唐寺は長崎に来航した唐船・唐人の民族的・信仰的・経済的中心であった。それとともに、異郷にある華僑の唯一の心の拠り所として、中国人たちの尊崇重視するところでもあった。

18 宋越倫 著 熊谷治 訳『中日民族文化交流史』 弘文堂 1970年 155頁～156頁

第5節 本章で得られた知見

長崎と唐人墓地との結びつきは、最初、悟真寺後山の国際墓地から始まったと思われる。墓としては悟真寺の中国人墓地が唐寺に先立って、長崎に来航した中国人らの菩提寺、墓所となったことである。興福寺や福濟寺、崇福寺などの唐寺の創建当初は、媽祖預かりの祠堂のようなものであったと考えられている。来航唐船が増加するに伴って、在留中国人たちの間に三つの大きな同郷団体が形成されると、媽祖を集会所に安置するようになった、この集会所が後に唐寺として整備されていくのである。

長崎の唐寺は、まずそれら各幫の出身者を中心となって、それぞれ建立されたのである。「媽祖の安置」「同郷幫の集会」と「先主菩提供養」の場所として、海外に在った中国人たちの集会の場となった。中国人たちの公然の安息所であり、また彼らの信仰、さらには同郷者の拠り所となった。のちに中華会館・公所や華僑總會などの在日華僑自治団体の先駆をなすものであったと考えられる。

興福寺は、元和6年(1620)欧陽氏別荘にあった三江幫集会所の祠堂から発展したもので、初めは媽祖を主として祀る香火道場であった。真円が祠堂を建て、間もなくそれは寺院の体裁を整え、2代黙子如定頃には、諸堂・山門など伽藍がすべてを整備され、寺院の基礎が確立されたのである。

当初、長崎で死亡した中国人は、悟真寺や唐三か寺の中国人墓地のほかに、皓台寺や大音寺などの寺院にも葬られた。しかし、鎖国以降は、中国人が長崎で死亡した場合は、悟真寺または唐三か寺のいずれか埋葬された。縁者や船頭の願いに応じて、悟真寺の中国人墓地か唐寺の中国人墓地を選ぶことができた。一般中国人の場合は後山に葬られたが、船頭など特別な人たちは、遺体を本国に運ぶことが許された。海難による死亡者の場合は、遭難地か遺体の漂着地などに埋葬された。遺体をすべて海から引きあげられないこともあった。現存する中国人墓碑の碑文の形式はさまざまである。上級船員クラスの場合は、出身地、姓名、生卒年、奉仕者などが刻まれている。しかし、下級船員クラスの場合は、きわめて簡単である。

長崎の中国人墓地は寺院と切り離すことができない。中国と違って、墓地は寺院と一体で、寺院によって供養が行われた。中国人墓地は、江戸時代に中国人社会の葬送と葬儀の一部分として、中国人の精神世界を体現したのである。中国人社会における葬送と葬儀の社会性、互いに助け合う集団性、特殊性など、その象徴性を備えているのである。

第3章 興福寺中国人墓碑群

第1節 本章の目的

興福寺後山の中国人墓碑群は、現在まで、250年以上の歴史があり、その保存状態は良い。本章の目的は、以下の通りである。1) 未刊の過去帖『霊鑑録』の被記載者の出身地について、現在の場所を確認し、出身地毎の、人数を集計すること。2) 中国人墓碑群に対する現地調査を行い、その調査のデータを『霊鑑録』と照合し、興福寺の中国人墓碑群の名簿を作成すること。3) 現地調査を通して、分かりやすい墓碑の分布図を制作し、墓碑の寸法を計測、墓碑の様式、碑文の書き方などを考察すること。4) 被埋葬者の身分と職業などについて考察すること。

第2節 『霊鑑録』について

(1) 『霊鑑録』の整理

興福寺の過去帖である『霊鑑録』¹⁹を参照にして、被登載者名簿を整理する。

『霊鑑録』は、上下の2部がある。上は丁卯年(1687)から道光17年(1837)までの埋葬記録で、267人の名前と1回の海難事故で死亡した105人(氏名不明)が記載されている。下は文政4年(1821)から昭和3年(1928)までの埋葬記録で、130人の名前が記載されている。上と下に重複して記載されている人が5名。したがって、上下は392人の名前と105人(氏名不明)の記録である、

その中のほとんどは男性であるが、同治2年(1863)以降は、女性の記載があった。女性は14名だけである。「帰唐」の記載があった人の30名。「稲佐三江墓地埋葬」の記載は14名、「稲佐墓地」の記載は2名である。

『霊鑑録』には、被登載者の死亡時期について、中国暦によって、乾隆、嘉慶、道光、咸丰、同治、光緒、宣統、民国など、記載されているが、日本暦によって、延宝、元禄、延享、享保、寛延、寶暦、明和、安永、天明、寛政、享和、弘化、嘉永などで、記載されているものもある。

(2) 被登載者の出身地名簿

被登載者の出身地については、姓名は『霊鑑録』上下に記載されている登載者の姓名によって整理した。出身地の地名は『霊鑑録』と現存する墓碑の碑文によって整理した。時代の変遷に伴って、地名が変わったり、無くなったりしているが、清代の地図と現在の地図を照合して、現在の場所を確認した。²⁰

¹⁹ 長崎歴史文化博物館所蔵 『霊鑑録』のコピー

²⁰ 付録『霊鑑録』被登載者の出身地名簿

靈鑑録（上）

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
裡敬旃	江南徽州府休寧縣	現在の安徽省休寧県
莫子仁	浙江湖州府烏程縣	現在の浙江省湖州市吳興区
洛弟舜	新安（徽州府の別称）	現在の安徽省黄山市徽州。
周振遠	湖州府歸安縣	現在の浙江省湖州市湖州市
許鼎新	浙江湖州府烏程縣	現在の浙江省湖州市吳興区
丘上林	江南揚州府海門縣	現在の江蘇省南通海門市
官包鳳	蘇州府崇明縣	現在の上海市崇明島
徐炳文	蘇州	現在の江蘇省の蘇州市
龔實甫	平安	場所不明
王正吾	山西長治縣	現在の山西省長治県
廬士章	汀洲府永定縣	現在の福建省龍岩市永定区
陸瑞侯公		
吳瑞明	徽州	現在の安徽省黄山市徽州
施裕娘	晉江	現在の福建省泉州晉江
劉貴娘	泉漳	現在の浙江省杭州市泉漳
吳景娘	泉漳	現在の浙江省杭州市泉漳
王脱奇	泉漳	現在の浙江省杭州市泉漳
奇訓引	泉漳	現在の浙江省杭州市泉漳
鎖徳公		
沈知天	湖州	現在の浙江省湖州市
朱泰宇	浙江	同左
汪仲和	徽州	現在の安徽省黄山市徽州
萬玉鉉	江西	同左
王建軒	浙江	同左
邢得軒	山西	同左
董君望	山西	同左
呂蘇吾	陝西	同左
文從周	山西	同左
呂秀溪	山西	同左
呂貴吾	陝西	同左
陳瑞圖	山西	同左

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
常寰宇	山西	同左
梁賓庭	山西	同左
張美亭	山西	同左
韓一之	山西	同左
李盛宇	陝西	同左
章儀亭	浙江	同左
秦嘯菴	浙江	同左
項茂盛	浙江	同左
謝天成	浙江	同左
陽潤歐	江西	同左
程子長	徽州	現在の安徽省黄山市徽州
吳得甫	浙江	同左
朱新宇	江南	現在の安徽省と江蘇省
秦明宇	山西	同左
許華賓	徽州	現在の安徽省黄山市徽州
杜斐然	浙江	同左
鄧士英	江南	現在の安徽省と江蘇省
王茂生	江南	現在の安徽省と江蘇省
程舜咨	徽州	現在の安徽省黄山市徽州
宋恂如	湖州	現在の浙江省湖州市
单孝文	紹興	現在の浙江省紹興市
傅植三		
凌子素	湖州	現在の浙江省湖州市
陳振初	龍溪	現在の福建省漳州龍海市
龔秉赤	浙江	同左
閔呂韓		
余君愛		
朱子章		
陳湘費公		
陳裕生公		
林景章	福州府長楽縣	福建省福州市長楽県

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
劉元明	江西吉安府萬安縣	江西省吉安市万安縣
周明倫		
宣養		
沈昌源	杭州府仁和縣	現在の浙江省杭州市の一部分
劉仲啓		
伊漢臣	江南徽州府休寧縣	現在の安徽省休寧縣
陳彥廷	江南徽州府休寧縣	現在の安徽省休寧縣
潘洪九		
錢瑞甫	江南蘇州府崇明縣	現在の上海市崇明島
張日章公		
沈漢文		
顧滄洲		
韓震范	寧波	現在の浙江省寧波
葉春如		
陳志仁	浙江寧波府慈谿縣	現在の浙江省慈溪市
車孝文		
陳諱初	龍溪縣十乙鎮	福建省漳州龍海市
袁太鳳	浙江寧波鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
宣樊方	江南蘇州府崇明縣	現在の上海市崇明島
張仲懷		
沈天奇	杭州府仁和縣	現在の浙江省杭州市に属する
汪復楚	浙江湖州府烏程縣	現在の浙江省湖州市吳興区
沈照士	蘇州	現在の江蘇省の蘇州
王忠		
周裕裏		
王允文		
范蓋臣		
侯文孝	大同府	現在の山西省の大同
莫九元		
徐芳周		
王漢臣		

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
張奇遠		
鄭懷仁		
魏廷魁		
汪有德		
王洪佩		
戴儀表		
童聖麟		
錢閔玉		
彭壽臣		
黃聖壽公		
周德明		
張孝純		
陳位玉	福州府長樂県	福建省福州市長樂県
王邦珍	福州府長楽	福建省福州市長樂県
林大炳	福州府長樂県	福建省福州市長樂県
林徳成	福州長樂県	福建省福州市長樂県
姜茂合		
仲成潘		
顧玉書		
王瑞郷		
陳大齊		
劉宗虞		
陳茂重	福州府長楽	福建省福州市長樂県
陳昌玖		
趙清恩		
沈奕明		
嚴汝岳		
石俊明		
林秀公		
趙子寧	福州府連江縣	福建省福州市連江県
王朝政	福州閔縣	福建省福州市の部分

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
西翰駱公		
陳方掄		
鴈峯位福凍		
劉速謙		
永周王		
学生昌中府君		
袁觀壽		
含章	浙江湖州烏程縣	現在の浙江省湖州市吳興区
錢嘉貞	浙江長樂縣	浙江嵊州市長樂鎮
李藩		
招宝揚		
方景孝		
錢福觀		
倪賢志		
腹蒼丁		
徐紹文		
郝世美		
倪秉伯		
宋紫巖	浙江湖州府	今の浙江省湖州市
傅友彩		
曾山		
孫承德		
陸廷元		
馬四觀		
沈國相		
趙可欽	宣化府	河北省宣化府宣化県
趙文美		
劉爾裕		
陳昌振		
顏信興		

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
陳位可		
王學曾		
施連弟		
陳亭齋		
張順孝		
唐卿之		
王宗浦		
劉則強		
蔡興弟		
陳光昭		
林國顯		
陳道容		
劉應謙		
劉丹謙		
顏紫徳		
王連彦		
李尚陽		
陳朝陽		
高純睿	三山	今の福建省福州市
陳朝大		
王子元		
張永清		
顧七官	浙江省嘉興府	今の浙江省嘉興市
程必楚		
費正夫		
張天瑞	江蘇	今の江蘇省
郭道生		
錢二觀	浙江	今の浙江省
戴四觀之神位		
沃世昌	浙江嘉興府平湖縣	今の浙江省平湖市
金祖廷	蘇州	今の江蘇省の蘇州市

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
徐世榮	江南蘇州府長樂縣	江蘇省にある。具体の場所が不明
汪竹里		
周清遠		
嚴鳳来	長州府 ²¹ 陽湖県	現在の江蘇省常州市武進区東部
高源	蘇州府太倉州	現在の江蘇省蘇州市太倉市
周名發	浙江寧波府慈谿縣	現在の浙江省慈溪市
吳世椿		
朱有昌	浙江嘉興府石門縣	現在の浙江省桐郷市石門鎮
王開泰	浙江杭州府仁和縣	現在の浙江省杭州市の一部
阮濟川	杭州府錢塘縣	現在の浙江省杭州市の一部
汪春船	浙江杭州府錢塘縣	現在の浙江省杭州市の一部
鄭文瀾	福建福州府長樂縣	福建省福州市長樂県
卯五番船人等	海難	105名（氏名不明）
潘公諱維養	閔邑	福建省福州市
趙大金標	寧波府	現在の浙江省寧波
沈望山		
戴文能 俗名戴思九	慈谿	現在の浙江省慈溪市
陸明齋		
沙全利公	浙江嘉興府平湖縣	現在の浙江省平湖市
程柳橋		
吳天戈	浙江寧波定海縣	現在の浙江省定海区
金天龍		
吳炳政	江南常州府無錫縣北門潘 豊鎮	現在の江蘇省無錫
陶長林	浙江嘉興府平湖縣	現在の浙江省平湖市
陳君德		
邹昆南	常州府	現在の江蘇省常州市
唐貴源唐	浙江嘉興府平湖縣	現在の浙江省平湖市

²¹ 長州府ではない。常州である。

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
費寶元	浙江杭州府錢塘縣	現在の浙江省杭州市の一部分
洪増福	浙江嘉興府平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
鐘廷華	浙江嘉興府平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
張松年	金陵州徒縣	
姜鳳來	嘉興府海塩縣	現在の浙江省海塩県
柴衛山	浙江寧波府鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海区と北侖区
林三觀	浙江嘉興府平湖縣乍浦	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
黃梅昇	寧波府	現在の浙江省寧波市
戈倬雲		
唐應魁	浙江嘉興海塩縣	現在の浙江省海塩県
陳宗利	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
嚴歷山	寧波	現在の浙江省寧波
吳翰清	無錫	現在の江蘇省無錫
常允泰	寧波	現在の浙江省寧波
方慶	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
張仲榮	嘉興府	現在の浙江省嘉興市
顏坤元	平湖縣	現在の浙江省平湖市
顧三元	平湖縣	現在の浙江省平湖市
韓文發	杭州府	現在の浙江省杭州
張順發	無錫縣	現在の江蘇省無錫
諸三公	陽湖縣	現在の江蘇省常州市武進区東部にある
莊大觀	平湖縣	現在の浙江省平湖市
楊慶元	江蘇吳縣	現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区
倪大受	平湖縣	現在の浙江省平湖市
包鼎清	寧波府	現在の浙江省寧波
方兆麟	浙江寧波府	現在の浙江省寧波
楊秋棠		
宋祿	蘇州府元和縣	現在の江蘇省昆山市に属する
馬正興	揚州府	現在の江蘇省揚州市

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
龔韻愷	蘇州府吳江縣	現在の江蘇省蘇州市吳江區
王惶豫		
鼎鶴包	寧波府	現在の浙江省寧波
葛巨川	寧波府	現在の浙江省寧波
吳四桂	徽州府	現在の安徽省黃山市徽州
張德義	句容縣	現在の江蘇省句容市
周明	金匱縣	現在の江蘇省無錫市東部
余忠文	慈溪縣	現在の浙江省慈溪市
倪仁章	無錫縣	現在の江蘇省無錫
楊文貴	鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海區と北侖區
徐鴻八	平湖縣	現在の浙江省平湖市
林萬元	平湖縣	現在の浙江省平湖市
周文慶	無錫縣	現在の江蘇省無錫
鄭祥宏	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州區
項德昭	安徽歙縣	現在の安徽省歙縣
謝阿小	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州區
榮義	無錫縣	現在の江蘇省無錫
張壽	平湖縣	現在の浙江省平湖市
陶阿糟	平湖縣	現在の浙江省平湖市
鐘廷魁	平湖縣	現在の浙江省平湖市
沙載鈞	平湖縣	現在の浙江省平湖市
范全明	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州區
汪炳	休寧縣	現在の安徽省休寧県
博于勳	鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海區と北侖區
孫漁村		
劉訥君		
華廷玉	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州

靈鑑録（下）

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
楊秋棠		重複
王惶豫		重複
孫魚村		重複
沈綺泉		
沈耘穀		
周藹亭		
楊方秋（舟）		
陸吟香		
陸品三		
沈萍香		
陸有壬		
劉訥君		重複
鈕語亭		
王竹安		
鈕心園		
龔錦文	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
張良材	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
廷玉華公		重複
黃坤元	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
俞双喜	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
倪既昌	無錫縣	現在の江蘇省無錫
吳辰遠	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
張隆周	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
李壽	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
吳秋泉	長州府（常州府）	現在の江蘇省常州市
朱錦	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
起蛟陳	鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
陶大忠	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
王壽元	長洲府（常州府）	現在の江蘇省常州市

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
韓三公	平湖縣	現在の浙江省平湖市
趙南振	長州府金匱縣	現在の江蘇省無錫市東部
嚴德興	常州府楊湖縣	現在の江蘇省常州市武進区東部
丁雲泉	常州府無錫縣	現在の江蘇省無錫
陸天壽	平湖縣	現在の浙江省平湖市
張德利	江寧府句容縣	現在の江蘇省句容市
顧元昌	金匱縣	現在の江蘇省無錫市東部
郭錦山	嘉興府平湖縣	現在の浙江省平湖市
徐啓豊	長州府（常州府）	現在の江蘇省常州市
謝蘊山	常州府金匱縣	現在の江蘇省無錫市東部
朱九臯	常州府陽湖縣	現在の江蘇省常州市武進区東部
何三元	蘇州府元和縣	現在の江蘇省昆山に属する
雲鶴曹公	蘇州府吳縣	現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区
薛金福	蘇州府長洲縣	現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区
茅承勳	寧波府鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
坤泉鄒公	蘇州府吳縣	現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区
何保元	江寧府句容縣	現在の江蘇省句容市
楊友樵	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
強湘波	江南常州府陽湖縣	現在の江蘇省常州市武進区東部
毛耀初	平湖縣	現在の浙江省平湖市
顧春山		
應春	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
楊瑞仙	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
楊淡霞		
朱毛信	浙江平湖縣乍浦	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
顧福榮		
楊慶堃	浙江平湖	現在の浙江省平湖市
楊杏魚	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
沈小大	浙江平湖	現在の浙江省平湖市
高敦化		

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
徐孺人	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
王萃齋	浙江平湖	現在の浙江省平湖市
王文潮	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
楊少棠	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
楊友蓮	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
胡孺人	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
劉子華		
長春	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
汪太孺人	浙江平湖	現在の浙江省平湖市
姚太氏		
彭春泉	江南常州府無錫縣	現在の江蘇省無錫
陳吉人	江蘇元和縣	現在の江蘇省昆山市に属する
頼金聲	浙江平湖	現在の浙江省平湖市
王春山		
楊佩僊	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
王太孺人	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
趙德亮	平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
楊小坪	浙江平湖縣乍浦鎮	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
陸福	江南	現在の安徽省と江蘇省
林福壽	浙寧	現在の浙江省寧波
陳門周氏	江南	現在の安徽省と江蘇省
陳金棠	寧波府	現在の浙江省寧波
蔣潤卿	定海縣	現在の浙江省定海区
吳孺人	浙江嘉興府平湖縣乍浦	現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港にある
魏倫有	浙江紹興府余姚縣	現在の浙江省余姚市
鄭德生	浙江寧波府鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
邵舜琴	寧波鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海区と北侖区
曲培升	山東登州府榮成縣	現在の山東省榮成市

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
孫金生	浙省寧波府慈谿縣	現在の浙江省慈溪市
徐大年	寧波府慈谿縣	現在の浙江省慈溪市
林春兵	福建福州府侯官縣	現在の福建省福州侯官市
王兆炎	福建福州府閩縣下德地方	現在の福建省福州市区と閩侯県の一部
趙煥起	直隸天津縣太沽	現在の河北省天津市
王秀林	直隸天津縣	現在の河北省天津市
楊春城	東廣縣	現在の広東省
段武	浙江鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
洋槍將		
李長元	直隸天津府天津縣	現在の河北省の天津市
張乾利	浙江寧波府鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海区と北侖区
李永	直隸省天津縣	現在の河北省の天津市
吳觀洪	安徽府歙縣南郷	現在の安徽省歙県
尤炳奎	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
孺人	蘇州府	現在の江蘇省の蘇州
姚增全	浙江省寧波府鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
王安林	浙江寧波府奉化縣	現在の浙江省寧波市奉化市
呂允聲	山東省登州府黃縣	現在の山東省龍口市
葉堯卿	南京江寧府六合縣	現在の江蘇省の南京市六合区
雲山張公	浙江省金山縣	現在の浙江省金山市
伊鳳鳴		
程桐江	江南省蘇州府吳縣	現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区
陳竹山	浙江省秀水縣	現在の浙江省嘉興市秀水県
隆孝徳		
敦戴君		
萃齋	浙江平湖縣	現在の浙江省平湖市
顔其祥		
陶廣發		
沈鳳山	浙江省寧波府	現在の浙江省寧波

姓名	出身地（清代の地名）	出身地（現在の地名）
翰成忠	山東省登州府黄縣	現在の山東省龍口市
山東人某	山東	同左
陳昇寶	浙江省寧波定海縣	現在の浙江省定海区
張樹堂	浙江寧波府鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
梁秉忠	山東省登州府蓬萊縣	現在の山東省蓬萊市
李畊三	安徽	同左
鞠氏	寧波府鄞縣	現在の浙江省寧波鄞州区
郭會雯	湖北黃州府黃岡縣	現在の湖北省黃岡市黃州区
曹燮春		
朱秀山		
陳有奎		
俞更華		
毛子簡		
余有慶	浙江省寧波府鎮海縣	現在の浙江省寧波市鎮海区と北侖区

被登載者は、浙江省、江蘇省の人が多数を占めている。内訳は浙江省は 125 名、江蘇省は 54 名、福建省は 17 名、安徽省は 14 名、山西省は 12 名、山東省は 5 名、河北省は 5 名、陝西省は 3 名、上海は 3 名、江西省 3 名、湖北省は 1 名、広東省 1 名、場所不明（出身地は記載されているが、場所が不明）は 6 名、未記載者は 143 名。人数は総勢 392 名の名前、と 105 名（氏名不明）である。

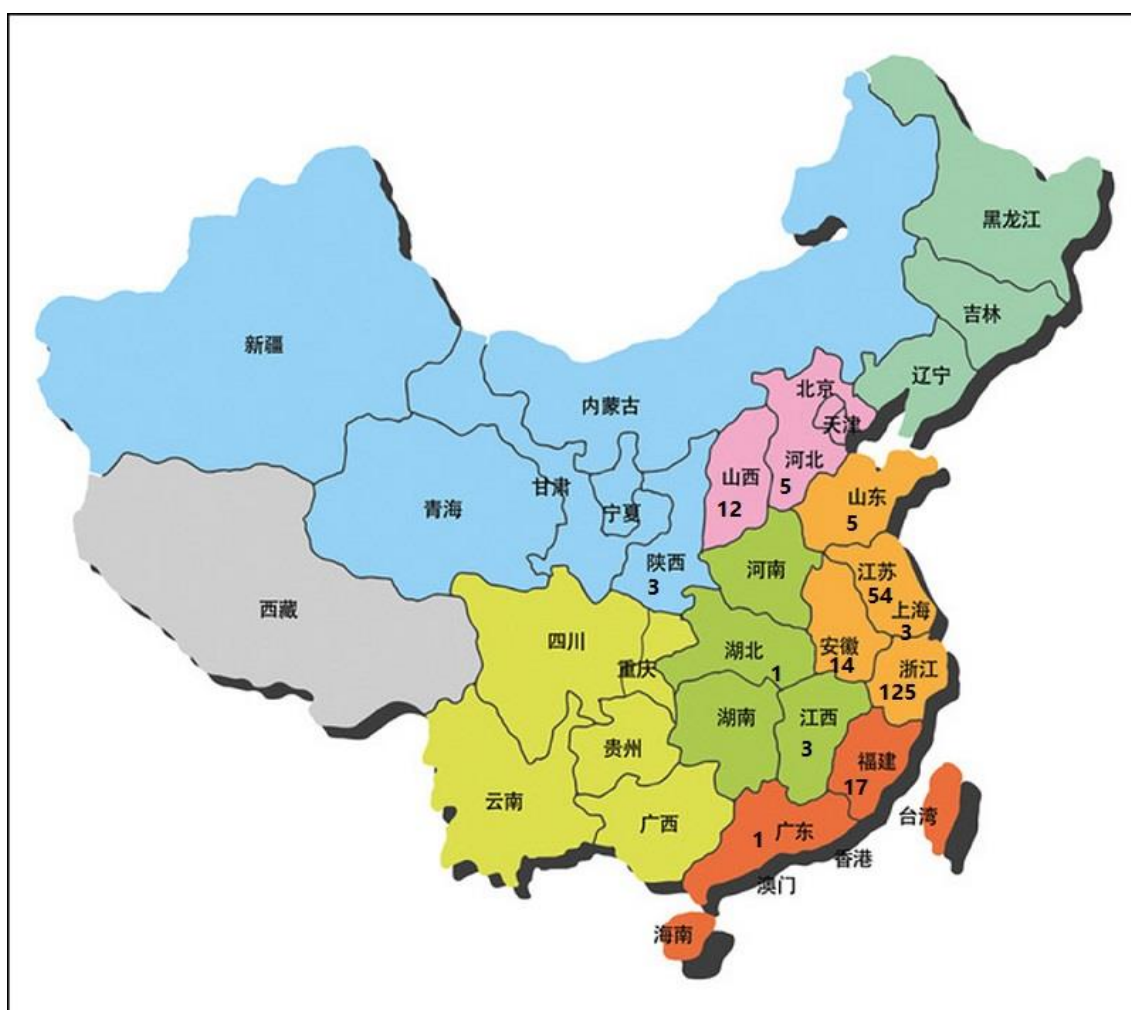


図 3.1 『靈鑑録』被登載者の出身地の分布表

出身地	人数	割合
未記載者	143名	36.5%
浙江省	125名	31.9%
江蘇省	54名	13.8%
福建省	17名	4.3%
安徽省	14名	3.5%
山西省	12名	3.1%
場所不明	6名	1.5%
山東省	5名	1.2%
河北省	5名	1.2%
陝西省	3名	0.8%
上海	3名	0.8%
江西省	3名	0.8%
湖北省	1名	0.3%
広東省	1名	0.3%
合計	392名	100%

表 3.1 『靈鑑録』被記載者の出身地の分布

第3節 興福寺後山の中国人墓

興福寺後山の中国人墓地は、大体、三種類に分けることができる。第一は興福寺の「唐僧」、つまり中国人住職たちの墓である。第二は一族で埋葬されている唐通事の墓である。第三は船主や商人、その他の中国人たちの墓である。本研究は、第三に焦点を絞る。

興福寺後山に現存する中国人墓地は、墓碑数が116基、被埋葬者は133人である。碑文に刻まれる被埋葬者の没年は、宝暦7年(1757)から明治20年(1887)までの範囲である。

2012年2月から3月まで、長崎史談会の協力を得て、興福寺後山の中国人の墓地を現地調査した。既存の地図との比較と訂正、墓碑の計測、墓碑及び碑文の確認、碑文の形式の確認などが主な作業であった。

調査する以前の、興福寺後山の中国人墓地は、樹木や竹、雑草重いが茂っていたので、踏み込むことさえ困難であった。既存の記録によると、同墓碑群は墓碑数111基、被埋葬者人数128名であった。すべて男性である。同墓地の整理及び地図作製のため、墓地を「A」から「H」という8つの区域に分けて作業を行った。遭難船員18名全員の名前を刻んだ墓碑は、A3号である。

調査後、筆者が新たに墓碑を発見し、長崎史談会の協力を得て、除草と清掃を行った。新発見の墓碑は5基、人数は5名である。すべて男性である。従来「A」から「H」という8つの区域に加えて、「I」という新しい区域を設定した。興福寺の過去帳である『霊鑑録』と照合してみると、新しい区域の被埋葬者全員の名前が記載されていた。

(1) 既存地図の訂正

今回の調査により先行研究の中で「興福寺唐人人墓地略図」²²の間違ったところを訂正して新しく分かりやすい地図を作成した。「A」地区の1号、2号、24号、26号を訂正し、新発見の区域「I」を加えた。

²² 長崎華僑研究会 『長崎華僑史・稿(史・資料編)・年報第三輯』 長崎市立博物館 1987年3月15日 76ページ

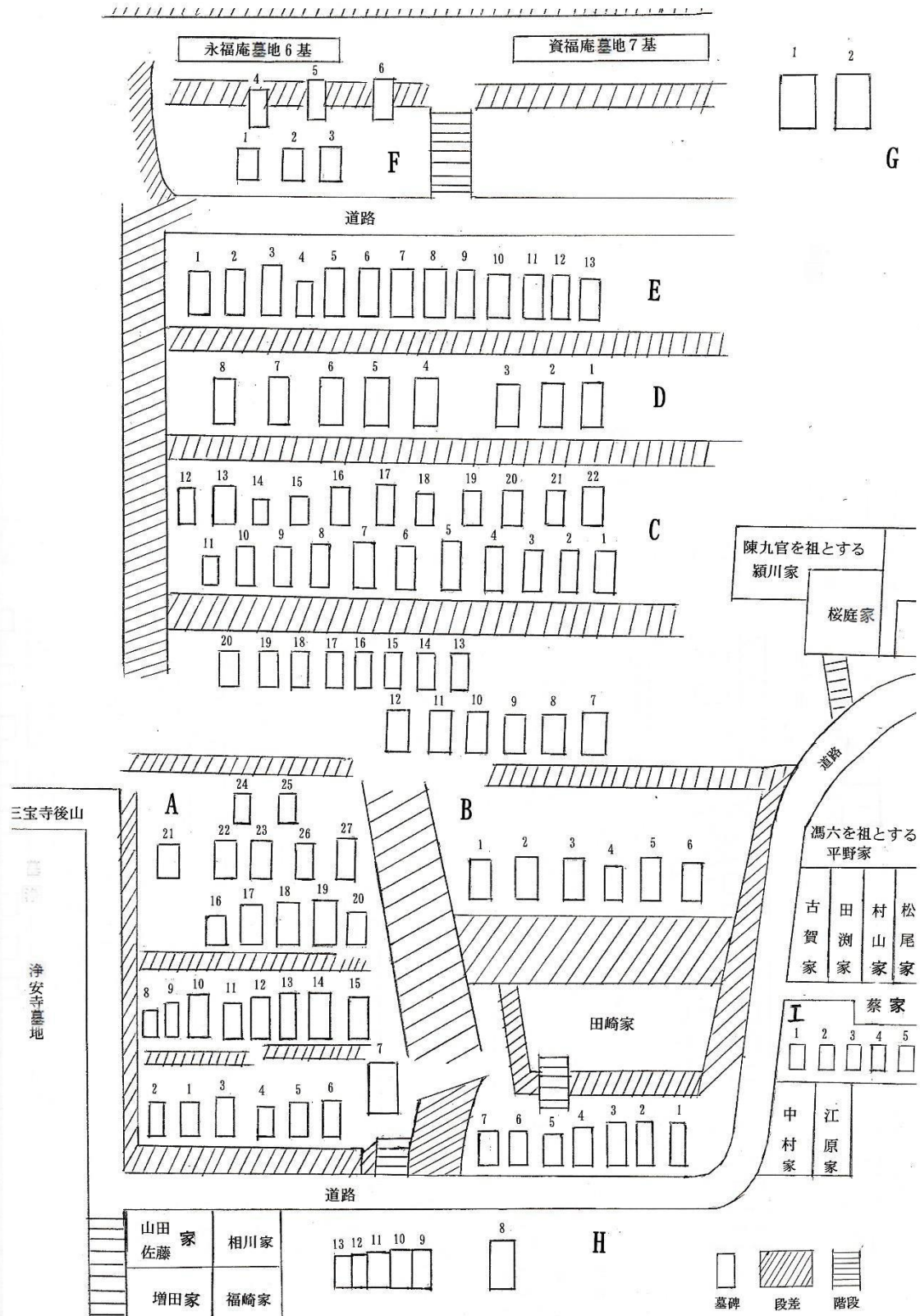


図 3.2 興福寺中国人墓碑群の地図

(2) 墓碑の計測

現地で、測定した結果に基づいて、墓碑の寸法表を作成した。

番号	高さ (センチ)	幅 (センチ)	奥行き (センチ)
A1	84	39	21
A2	78	36	20
A3	81	33.5	20
A4	62	30	18
A5	88	38	20
A6	89	39	19
A7	108	60	29
A8	76	34	17
A9	81	32	17
A10	91	39	19
A11	75	33	18
A12	83	33	18
A13	89	39	19
A14	94	40	20
A15	80	32.5	18
A16	96	46	20
A17	100	49	22
A18	70	50	20
A19	110	50	18
A20	94	36.5	20
A21	90	38	20
A22	98	39	20
A23	94	39	21
A24	100	40	21
A25	100	38	21
A26	63	37.5	21
A27	104	42	21
B1	100	42.5	20
B2	100	40	20
B3	105	42	20

番号	高さ (センチ)	幅 (センチ)	奥行き (センチ)
B4	84	33	18
B5	103	42	21
B6	90	39	18.5
B7	111	55	24
B8	91	39.5	21
B9	94	42	21
B10	100	38.5	21
B11	100	39	21
B12	97	37.5	21
B13	88	32	18
B14	90	37	21
B15	81	37	18.5
B16	86	37	19
B17	90	34.5	18
B18	85	33.5	17.5
B19	85	33.5	20
B20	81	33	18
C1	92.5	39	22
C2	98	39	21.5
C3	97	39	21
C4	99.5	39.5	21
C5	101	39.5	21
C6	98.5	38.5	21
C7	100.5	39.5	22.5
C8	100.5	39	22
C9	93.5	39	21
C10	98.5	39	21.5
C11	59.5	28.5	23
C12	97.5	40	21.5
C13	68.5	32	20
C14	68.5	32	19.5






番号	高さ (センチ)	幅 (センチ)	奥行き (センチ)
C15	75	32	19.5
C16	75.5	32	19.5
C17	99	41	23
C18	97.5	42	21.5
C19	82.5	33	18
C20	72.5	33.5	19.5
C21	93	40.5	22.5
C22	94	38.5	23
D1	100	38	21
D2	101	38・5	20
D3	90.5	38	21.5
D4	103.5	38	20.5
D5	109	41	22
D6	109	41	22
D7	104.5	39	21
D8	108	42.5	21.5
E1	91	39.5	21
E2	98.5	38.5	21.5
E3	113	42	21
E4	樹木の根にはさまれて調査不能		
E5	100	39	21
E6	106	39	20.5
E7	105	53	24
E8	114	41	21
E9	106	41	21.5
E10	104.5	53	23.5
E11	107	55	23.5
E12	106.5	41.5	21.5
E13	93	39.5	21.5
F1	97	37	20
F2	94	38	20

番号	高さ (センチ)	幅 (センチ)	奥行き (センチ)
F3	97.5	39	21
F4	68	32.5	20.5
F5	75	29	20.5
F6	103	39	21
G1	101	60	60
G2	101	61	29
H1	83	37.5	19
H2	102	40.5	21
H3	100	38.5	21
H4	96	39	21
H5	78.5	37.5	20
H6	86	35	20
H7	104	55	24
H8	107	54	23
H9	89	39	20
H10	26	42	21
H11	80	40	21
H12	80	40	20
H13	80	40	21
I1	105	39	22
I2	106	41.5	21・5
I3	103	41	21.5
I4	67	33	17
I5	89	35.5	20

墓碑の寸法で、縦が最も長い墓碑は 113 センチ、最も短い墓碑は 26 センチ。他はすべて 60 セン以上墓碑である。平均は 80～90 センチである。幅が最も長い墓碑は 61 センチ、最も短い墓碑は 29 センチ、平均は 30～50 センチである。墓碑の厚さはいずれも 20 センチ前後である。

(3) 墓碑様式の調査

墓碑の形式について、上部が円形の墓碑は 13 基である。上部が台形の墓碑は 28 基である。上部に円形模様がある墓碑は 65 基である。上部に流線型模様がある墓碑は 6 基である。特殊な形式の墓碑は 1 基である。上部が欠けているので、形式は不明な墓碑は 2 基である。樹木の根にはさまれて調査できない墓碑は 1 基である。

<p>上部が円形の墓碑</p> <p>図 3.3 墓碑 A1</p>		<p>A1 A3 A4 A5 A6 A9 A10 A11 A12 A13 A14 A15 A21</p> <p>13 基</p>
<p>上部が台形の墓碑</p> <p>図 3.4 墓碑 A2</p>		<p>A2 A20 A23 A25 B4 B11 B13 B14 B15 B16 B17 B18 B19 C11 C13 C14 C15 C16 C19 C20 F4 F5 G1 G2 H1 H5 H6 I5</p> <p>28 基</p>
<p>上部に円形模様の飾りがある墓碑</p> <p>図 3.5 墓碑 B5</p>		<p>A16 A17 A18 A19 A22 A24 A27 B1 B2 B3 B5 B6 B8 B9 B10 B12 B20 C1 C2 C3 C4 C5 C6 C7 C8 C9 C10 C12 C17 C18 C21 C22 D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 E1 E2 E3 E5 E6 E8 E9 E12 E13 F1 F2 F3 F6 H2 H3 H4 H9 H10 H11 H12 H13I1I2I3I4</p> <p>65 基</p>
<p>上部に流線型模様の飾りがある墓碑</p> <p>図 3.6 墓碑 B7</p>		<p>B7 E7 E10 E11 H7 H8</p> <p>6 基</p>
<p>特殊模様</p> <p>図 3.7 墓碑 A8</p> <p>1 基</p>		<p>墓碑 A8</p> <p>1 基</p>

上部が欠けているので、 様式は不明な墓碑	A7 A29	2基
調査できない墓碑	E4	1基

第4節 碑文の分析

(1) 碑文の文字

碑面に刻まれた文字には大きいものもあるし、小さいものもある。碑文の文字の大きさは、碑文の原書を石工がそのまま刻むので、原書の文字そのものの大きさによるものである。

碑文の書き方について、刻まれた文字に誤りが多かった。たとえば、A24とA25の墓碑について、中央の列に「皇清待贈」と刻まれているが、これは「皇清待贈」の誤りである。



図 3.8 A24



図 3.9 A25

中国の習慣に精通していない長崎の石工が間違っただと思われるが、通常、碑文を刻む場合、碑文を書いた紙を石の上に貼り、その紙に書かれた碑文を刻んでいる。こう考えれば、石工が誤る可能性は低いと思われる。碑文を書いた者が間違ったと判断される。

しかし、間違っただかどうか、わからない碑文があったが、実際には正確に刻まれていると思われる。たとえば、蘇州の蘇の文字は、興福寺後山の墓碑の碑文の中に6種類の書き方がある。

墓碑	「蘇」の書き方
 <p data-bbox="619 846 788 875">図 3.10 A11</p>	
 <p data-bbox="619 1373 767 1402">図 3.11 B8</p>	
 <p data-bbox="619 1939 772 1968">図 3.12 D2</p>	

墓碑	「蘇」の書き方
 <p>図 3.13 D3</p>	
 <p>図 3.13 F3</p>	
 <p>図 3.14 H12</p>	

以上のように蘇の書体は違っているが、時代によってその字画も変化、現在は「苏」になっている。文字の書き方には個人差もあるので、同じ漢字でも、人によって何種類もの書体になり得るのである。

(2) 碑文の特徴

1) 碑文の様式

<p>D2 を例とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>府 州 蘇</p> <p>皇 清 道 光</p> <p>處 士 二 十 五 年</p> <p>李 壽 府 君 之 墓</p> <p>辰 五 番 三 月 念 六 日</p> <p>孝 男 大 觀 奉 祀</p> </div>	<p>碑文の説明</p> <p>蘇州府：出身地</p> <p>皇清：清の時代に死亡の意</p> <p>處士：官職につきたくなかった徳才兼備の人の意</p> <p>李壽：被埋葬者の実名</p> <p>府君：父に対する尊称</p> <p>道光：清の年号</p> <p>道光二十五年三月念六日：没年月日</p> <p>辰五番：辰五番船に乗って長崎へ来航した</p> <p>孝男：息子のこと</p> <p>大観：息子の名前</p> <p>奉祀：墓碑を築造すること</p>
--	---

碑文の形式はほとんど同じである。最上行は出身地である。中央には縦に被埋葬者の姓名が刻まれている。戒名ではなく実名である。姓名の上には生前の功績が刻まれる。向かって左には乗船の番号、さらには奉祀者が刻まれる。大体の墓地は息子によって祀られるが、墓地によっては甥あるいは友人によって祀られたものもある。向かって右は没年月日が刻まれる。天干に地支と組み合わせて年を表記している。これらの中には出身地などが刻まれていない墓碑も多数あった。

2) 碑文の分析

中国人墓地の碑文の書き方は、一定の書式に従っている。墓碑には被埋葬者の実名、身分、本籍、奉祀者、没年月日、所属した船の番号、享年などが刻まれている。墓碑の大きさと碑文の文字の大きさは同じではないが、簡潔にはっきりと被埋葬者と墓碑を築造した人との家族関係、または上下関係を表している。

① 身分

被埋葬者の実名は、墓碑の中央に大きく縦に刻まれている。身分の高い人の場合は実名の前に生前の功績を加え、最も簡潔に短い文字で被埋葬者の身分を表している。被埋葬者の生前の最高の官職名、或いは地位を含んでいる。例えば、「處士」、「國学生」、「登仕郎」、

「儒林郎」、「修職郎」、「随使」のような身分を表す文字が実名の前に刻まれている。また、功績を示すと同時に、被埋葬者と墓碑を築造した人との関係を表している。例えば、「顯考」、「先考」、「府君」等は被埋葬者と墓碑を築造した人が父と息子の関係である。「叔考」の場合は叔父と甥の関係である。「亡友」は友人同志である。一方、生前の功績と実名の前には「清」、「皇清」、「大清」「皇清待贈」、「皇清例贈」という文字が刻まれている。これは被埋葬者たち全てが清朝の皇帝の統治を受けているという、政治的立場を表している。中国では墓碑に国号を刻む習慣がない。しかし、興福寺後山の三江地域の中国人墓碑には、中国意識を表す文字「皇清待贈」が刻まれている。これも被埋葬者は他国で死亡したが、変わらず祖国に帰属することを表しているのである。

② 本籍

被埋葬者の本籍は、墓碑の一番上に横書で刻まれているが、左側、中央、右側に縦に刻まれている墓碑もある。中国人にとって、被埋葬者の原籍は非常に大切であった。中国では被埋葬者はそれぞれの故郷に葬られたので、本籍を刻む必要がないが、異国他郷で死亡した人の場合は、墓碑に本籍を刻む必要があった。これも被埋葬者の本籍を考証する証拠になった。墓碑に本籍を刻む場合、清代の行政区画、何府、何州、何県が用いられた。例えば「浙江嘉興府平湖県」、「江蘇省太倉州」、「蘇州府呉江県」などである。

③ 奉祀者

向かって左側の下に、墓碑を築造した人の名が刻まれている。中国人墓地は、墓碑を築造した人は主に三つに分類される。一つは被埋葬者の直系の子孫である。被埋葬者は息子と孫によって祀られている。その例として「孝男乾元奉祀」、「不孝男永福立」、「男大官奉祀」、「孫平亨 平禎奉祀」などがある。碑文の中央に大きく縦に「先考」、「顯考」、「府君」と刻んであるのは、奉祀者の亡父ということである。「孝男」は「不孝男」と意味は同じで、共に被埋葬者の息子ということである。「不孝」は謙遜である。もう一つは被埋葬者の一族である。その例として「胞弟繼福奉祀」、「孝侄（甥）載峰奉」などがあるが、これは弟や甥が祀ったということである。弟は兄を墓碑の中央に「先考」と刻んでいる。甥の場合は「叔考」と刻んでいる。もう一つは友人が墓碑を築造した場合で、例として墓碑に自分の友人を「亡友」と刻んでいる。これらの文字は、全部墓碑の向かって左側の下に刻まれている。

以上のように、墓碑のほとんどは、息子の名前が刻まれているが、弟の名前が刻まれたものが2基、甥の名前が刻まれたものが2基、友人の名前が刻まれたものが1基、名前が刻まれていない墓碑が5基あった。

奉祀者は、尊卑によって序列があった。刻み方は、第一行目は第一代、即ち息子たちであり、第二行目は第二代、即ち孫たちである。もし、息子が二人であれば、「左尊右卑」の習慣によって、墓碑の向かって右側が最年長、次は向かって左である。墓 A19 を例とすると、奉祀者のところに「胞弟四六官奉祀」と刻んである。四官は墓碑の向かって左に刻まれ、六官は向かって右に刻まれる。息子が三人の場合、墓碑の中央が最年長、次が向かっ

て右、次が向かって左と刻まれる。墓 D6 を例にすると、奉祀者のところに「孝男大 二 三 顛叩」と刻んである。大は墓碑の中央に、二は向かって右に刻まれ、三は向かって左に刻まれる。このように、奉祀者の序列は家族間の孝悌行為を表している。

④ 年月

年月について、中国人墓地の場合、墓碑の造営年月日を刻んだものや、被埋葬者の生没年月日を刻んだものもある。最初の部分が中国の皇帝の年号であり、各年に干支を当てて年を刻んでいる。具体的な期日の前に「卒於」「歿於」或いは「卒」「故」「身故」「終」「去世」が刻まれている場合は、これは必ず被埋葬者の死亡時期である。「生」或いは「生於」という文字が刻まれている場合は、これは被埋葬者の生まれた時期である。「立」が刻まれると、これは墓碑を築造した時期である。もし墓碑の右側に生まれる時期が刻まれると、左側に必ず死亡時期が刻んである。ほとんど墓碑には右側に死亡時期、左側に墓碑を築造した時期が刻んである。しかし、年月日が刻まれていない墓碑が結構多いのである。『靈鑑録』の記載と比べて、墓碑に刻んだ日付は被埋葬者の死亡時期だと思われる。

ほとんどの墓碑には墓碑を築造した年月日を刻んでいるが、具体的な日付と時間が刻まれてない。ある墓碑には「吉日立」とのみ刻まれるだけであるが、これは風水と関係があると思われる。ある墓碑には「孟夏」「仲春」「季冬」などの文字で月を表している。実際には1月、2月、3月を春とする。4月、5月、6月を夏とする。7月、8月、9月を秋とする。10月、11月、12月を冬とする。毎グループの最初の月を孟、次の月を仲、さらにその次ぎ季で表している。また、「蒲月」「桂月」のような文字でも月を表している。これも中国民間の伝統である。花卉の名称を12か月の別称で表すのである。墓碑に普通に刻まれる月の別称は以下通りである²³。

1月	孟春	孟陽	端月	梅月	正月
2月	仲春	仲陽	麗月	杏月	皓月
3月	季春	陽春	蚕月	桃月	
4月	孟夏	槐夏	陽月	槐月	乾月
5月	仲夏	天中	蒲月	榴月	姪月
6月	季夏	未月	焦月	荔月	荷月
7月	孟秋	肇秋	巧月	瓜月	
8月	仲秋	中秋	獲月	桂月	
9月	季秋	暮秋	菊月		
10月	孟冬	初冬	応月	檀月	陽春月
11月	仲冬	復月	暢月	葭月	
12月	季冬	暮冬	臘月	楝月	臘月

墓碑を築造す日付を説明する時、「穀旦」「吉旦」「吉日」のような文字を刻む。「穀旦」

²³ 百渡文庫「墓碑的書写注意」wapwenku.baidu.com

は『詩経・陳風・東門之』に出典があるという。原詩は「穀旦於差、東方之源」である。『毛伝』の解釈は「谷、善也」。『鄭箋』の解釈は「旦、明」。であるから「穀旦」の意味はよい時、吉日ということである。「吉旦」、「吉日」と「穀旦」の意味は同じである。これはの吉を願うもので、平安を図り、災難を避ける風水の思想が表されている。

⑤ 船の番号

他の中国人墓地と比べて、一番違うところはほとんどの墓碑の上に被埋葬者が乗っていた船の番号を刻まれていることである。刻まれている船の番号を通して、関連のある資料を調べると、船の船頭、脇船頭・財副、所属、長崎に入港した時間、出港した時間、出帆地などのデータが分かるのである。B10 を例とすると、墓碑に「子三番」と刻んである。『日本来航唐船一覧』によると、子三番船は金得勝という南京船で、船頭は王蘭谷、脇船頭・財副は陳国振である。嘉慶8年(1803)11月6日に浙江省嘉興府平湖縣乍浦を出港、12月6日に長崎港に入港した。乗組員は総勢90名、浦五島町を宿町とした。被埋葬者は長崎入港後、長崎で死亡したと判断される。

第5節 被埋葬者名簿の作成と整理

(1) 被埋葬者名簿の作成

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
A1	銭二観	浙江省	乾隆癸巳年（1773）	45			處士
A2	姜鳳来	浙江省嘉興府海塩県	（1778年）～嘉慶十五年（1810）	33	孝侄齋		
A3	周名發	浙江省寧波府慈谿県	乾隆五十三年三月十九日（1778）		次男二官		
A4	張天瑞	江蘇省	乾隆辛卯歳（1771）		孝男乾元		
A5	劉尔裕 陳亭齋 陳光昭	陳昌振 張順孝 林国顯	顧信興 唐卿之 陳道容	陳位可 王宗浦 劉應謙	王學曾 劉則強 劉丹謙	施連弟 蔡興弟 顏紫徳	申一番である。出身地の記入な。 明和2年（1765）正月28日遭難した中国人が送られてきた、72人の内20名死去
A6	張文美	不明	乾隆乙酉年（1765）			申一番	国学生
A7	趙可欽	河北省宣化府宣化県	乾隆乙酉年（1765）		孝男 鈺・錦	申一番	船頭 国学生
A8	莫子仁	浙江省湖州府烏程縣	癸巳年十一月（1773年11月）		友人 黄信王		
A9	沃世昌	浙江嘉興府平湖縣	乾隆四十年十二月（1775年12月）				
A10	王子元	出身地記入なし	乾隆丁亥年季冬（1767年12月）				
A11	高源	江蘇省蘇州府太倉州	（1761年）～乾隆五十二年九月初五日（1787年9月5日）	27			
A12	高純睿	福建省福州府三山	乾隆丁亥歳蒲月（1767年5月）				處士
A13	顧七官	浙江省嘉興府	乾隆三十三年十二月十六日（1768年12月16日）				
A14	嚴鳳来	江蘇省常州府陽湖縣	乾隆五十二年七月廿五（1787年7月25日）		孝男 元盛		

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
A15	金祖廷	江蘇省 蘇州府	乾隆四十年八月十八日 (1775年8月18日)				
A16	嚴歷山	浙江省 寧波府	嘉慶丙子年二月初朔日 (1816年2月1日)		不孝男	戌八番	
A17	吳翰清	浙江省 常州府 無錫県	嘉慶丙子年潤六月初六日 (1816年閏6月6日)		胞弟	子七番	
A18	常久泰	浙江省 寧波府	嘉慶二十一年十二月十九日 (1816年12月9日)			子十番	
A19	方慶	江蘇省 蘇州府	嘉慶丁丑年二月初五日 (1817年2月5日)		胞弟	子十番	
A20	張仲榮	浙江省 嘉興府	嘉慶丁丑年九月九月十二日 (1817年9月12日)		孝男	丑四番	炮手
A21	朱有昌	浙江省 嘉興府 石門縣	乾隆五十六年十二月二拾三日 (1791年12月23日)		孝男	『靈鑑録』で寛政二庚戌年(1790年6月11日)に死亡	
A22	趙金標	浙江省 寧波府	嘉慶庚申桂月(1800年8月)		男		處士
A23	沙金利	浙江省 嘉興府 平湖縣 乍浦鎮	嘉慶七壬戌年正月初七日 (1802年1月7日)		孝侄	酉十番	側面に刻字がある
A24	邹昆南	江蘇省 常州府	(1764年)～嘉慶拾一年七月二十七日(1806年7月27日)	61		唐館土神堂香宮在留唐人	
A25	陳君徳	出身地 の記入 なし	嘉慶十一年七月十一日 (1806年7月11日)		孝男	寅五番	工社
A26	吳天戈	浙江省 寧波府 定海縣	享和2任戌年(1802年8月11日)			戌八番	
A27	唐應魁	浙江省 嘉興府 海塩県	嘉慶十七年十一月十六日 (1812年に11月16日)				處士

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
B1	葛巨川	浙江省寧波府	道光五年八月廿一日(1825年8月21日)		不孝男	酉四番	
B2	包鼎鶴	浙江省寧波府	(1764)～道光五年六月初九日(1825年6月9日)	62		酉三船	
B3	龔韵愷	江蘇省蘇州府吳江縣	(1791)～道光四年四月十九日(1824年4月19日)	34		未七番	
B4	馬正興	江蘇省揚州府	(1801)～道光四年二月初三日(1824年2月3日)	24		未六番	
B5	宋雲川 宋祿	江蘇省蘇州府元和縣	道光四年正月(1823年1月)			午四番	
B6	方兆麟	浙江省寧波府	嘉慶二十五年十二月十六日(1820年12月16日)		孝男	辰六番	修職郎
B7	強湘波	江蘇省常州府陽湖縣	(道光二年十月二十九日)1822年10月29日～(咸豐十一年十月二十八日)1861年10月28日	40	孝男		登仕郎
B8	鄒坤泉	江蘇省蘇州府吳縣	(1809年)～咸豐九年十二月初十日(1856年12月10日)	51	孝男	申三番	
B9	陳宗利	江蘇省蘇州府	嘉慶二十年九月初五日(1815年9月5日)		孝男	亥六番	
B10	吳昞政	江蘇省常州府無錫縣	(1778)～嘉慶九年二月初四日(1804年2月4日)		孝侄	子三番	
B11	金天龍		嘉慶七年九月三十日(1802年9月30日)		孝男	戌三番	
B12	戴文能	浙江省寧波府慈谿縣	嘉慶五年孟冬(1800年10月)		孝男		處士
B13	顏坤元	浙江省嘉興府平湖縣	嘉慶八月初一日(1818年8月1日)		孝男	寅三番	炮手
B14	顧三元	浙江省嘉興府平湖縣	嘉慶五月初五日(1819年5月5日)		孝男	寅七番	炮手
B15	韓文發	浙江省杭州府	嘉慶二十四年十月三日(1819年10月3日)			卯三番	

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
B16	張順發	江蘇省常州府無錫県	嘉慶二十五年正月初四日 (1820年1月4日)			卯八番	
B17	朱諸三	江蘇省常州府陽湖県	嘉慶二十五年正月廿日 (1820年1月20日)		男	卯九番	
B18	莊大観	浙江省嘉興府平湖縣	嘉慶二十五年正月廿五日 (1820年1月25日)			卯七番	
B19	楊元慶	江蘇省蘇州府吳県	嘉慶二十五年 (1820年)		男	卯八番	B16、 B19 同船
B20	包鼎清	浙江省寧波府	嘉慶貳拾五年八月十二日 (1820年8月12日)		孝男	辰三番	

番号	姓名	出身地	生卒年	年齢	奉祀	船番	備考
C1	謝阿小	浙江省寧波府鄞県	道光十一年二月初二日 (1831年2月2日)		孝男	寅六番	押工
C2	榮義	江蘇省常州府無錫県	道光十一年五月初日 (1831年5月4日)		孝男	寅九番	
C3	張壽	浙江省嘉興府平湖縣	(1783年)～道光十二年正月十二日 (1832年1月12日)	50	孝男	卯四番	
C4	陶阿糟	浙江省嘉興府平湖縣	(1792年)～(道光十三年十二月初四日) 1833年2月4日	42		巳五番	
C5	鐘廷魁	浙江省嘉興府平湖縣	(1771年)～(道光十四年八月念八日) 1834年8月28日	64		午二番	
C6	載鈞沙	浙江省嘉興府平湖縣	(道光十五年正月念八日) 1835年1月28日	37	孝男	午三番	
C7	范全明	浙江省寧波府鄞県	(1780年)～(道光十五年四月十二日) 1835年4月12日	56	孝男	午八番	
C8	汪炳	安徽省徽州府休寧縣	(1798年)～(道光十五年五月初二日) 1835年5月12日	38	孝男	午三番	C6 C8 同船

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
C9	傅于勳	浙江省寧波府鎮海県	(1783年)～道光十五年八月初五日(1835年8月5日)	53	孝男	未三番	
C10	張良才	浙江省寧波府鄞県	(1781年)～道光十七年三月九日(1837年3月9日)	57	宏祥	申三番	
C11	吳觀洪	安徽省徽州府歙県	(1827年)～光緒十三年十二月十六日(1887年12月16日)	61		一番新しい墓碑	
C12	項德昭	安徽省徽州府歙県	(1792年)～道光十一年正月念一日(1831年1月21日)	40	孝男	寅十番	砲手
C13	鄭祥宏	浙江省寧波府鄞県	(1785)～年道光十年七月念一日(1830年7月21日)	46	孝男	寅三番	押工
C14	周文慶	江蘇省常州府無錫県	道光十年六月初二日(1830年に6月2日)		孝男	寅一番	砲手
C15	林萬元	浙江省嘉興府平湖縣	道光十年五月二十九日(1830年5月29日)			丑四番	
C16	徐鴻	浙江省嘉興府平湖縣	道光九年十二月念四日(1829年12月24日)		孝男	丑四番	C15 C16 同船
C17	楊文貴 諱は満	浙江省寧波府鎮海県	道光九年四月念二日(1829年4月24日)		孝男	子四番	砲手
C18	倪仁章	江蘇省常州府無錫県	道光九年正月初十日(1829年1月10日)		孝男	子四番	C17 C18 同船
C19	周明	江蘇省常州府金匱県	道光八年二月念五日(1828年2月25日)		孝男	亥九番	
C20	余忠文	浙江省寧波府慈溪県	道光八年六月十三日(1828年6月13日)		孝男	子二番	
C21	張德義	江蘇省江寧府句容縣	道光七年二月十九日(1827年2月19日)		孝子	戌六番	
C22	吳四桂	安徽省徽州府	道光六年六月初三日(1826年6月3日)		男	酉八番	

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
D1	吳秋泉 婦唐	江蘇省蘇州 府長洲県	道光二拾五年四月初八日 (1845年4月8日)		孝男	辰四番	處士
D2	李壽	江蘇省蘇州 府	(1802年)～(道光二十 五年三月念六日)1845年 3月26日	44	孝男	辰五番	處士
D3	張隆周	江蘇省蘇州 府	(1804年)～(道光二十 五年 正月念八日)1845年1月 28日	42	孝男	辰四番	處士 D1、 D3と 同船
D4	吳辰遠	浙江省寧波 府鄞県	(1807年)～道光廿四年 正月十七日(1844年1月 17日)	38	孝男	卯五番	處士
D5	倪既昌	江蘇省常州 府無錫県	(1784年)～道光二十二 年四月初三日(1842年4 月3日)	59	孝男	丑五番	
D6	俞双喜	江蘇省蘇州 府長洲県	道光二十二年四月初一日 (1842年に4月1日)		孝男	丑五番	D5、 D6と 同船
D7	黄坤元	江蘇省蘇州 府	道光廿年二月初八日 (1840年2月8日)		男	亥五番	
D8	陸有壬	浙江省嘉興 府平湖縣	(1794)～道光十九年七 月三十日(1839年7月 30日)	46		亥二番	在留 唐人

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船名	備考
E1	丁雲泉	江蘇省常州府無錫県	(1809年)～咸豊貳年正月初二日(1852年1月2日)	44	孝子		
E2	嚴徳興	江蘇省常州府陽湖県	(1818)～咸豊元年四月三十日(1851年4月30日)	34	子	戌二番	
E3	趙南振	江蘇省常州府金匱県	(1796年9)～道光三十三年初七日(1850年4月7日)	55	男		
E4	調査不能						
E5	王壽元	江蘇省蘇州府長洲県	道光二十七年五月四日(1847年5月4日)		孝男	午五番	随使
E6	顧元昌	江蘇省常州府金匱県	咸豊二年十二月(1852年12月)	60	男	子四番	
E7	張徳利	江蘇省江寧府句容縣	(1800年)～咸豊二年四月十一日(1852年4月11日)	53	孝子	亥二番	
E8	郭錦山	浙江省嘉興府平湖縣	(1821年)～咸豊二年十二月初七日(1852年12月7日)	32	孝侄		
E9	陸天壽	浙江省嘉興府平湖縣	咸豊貳年正月十四日(1852年1月14日)	45	孝男		
E10	徐啓豊	江蘇省蘇州府長洲県	(1790年)～咸豊七月二十八日(1853年7月28日)	64	孝男		登仕郎
E11	謝蘊山	江蘇省常州府金匱県	(1806年)～咸豊丙辰年二月十九日(1856年2月19日)	51	孝男		登仕郎
E12	朱九皐	江蘇省常州府陽湖縣	嘉慶辛未(1811)年～咸豊丙辰年六月(1856年6月)	46	孝男、		
E13	林福寿	浙江省寧波府	道光癸巳年(1833年)～同治辛未四月十六日(1871年4月16日)	39	友人		

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀	船名	備考
F1	朱錦	江蘇省 蘇州府	(1799年)～道光貳拾伍九月 十三日(1845年9月13日)	47	孝男	巳一番	
F2	陳起蛟	浙江省 寧波府 鄞県	(1778年)～道光念六年三月 念二日(1846年3月23日)	69	孝男	巳三番	
F3	陶大忠	江蘇省 蘇州府	(1799年)～道光貳十七年四 月拾四日(1847年4月14日)	49	孝男	午四番	
F4	頼金聲	浙江省 嘉興府 平湖縣	同治貳年清和月初二日(1863 年4月3)～乙丑四年九月十三 日(1865年9月13日)	3	父	安政の開港後、 来航と思われ る。	
F5	楊友蓮	浙江省 嘉興府 平湖縣	(1816年)～同治元年十一月 初四日(1862年11月4日)	47	不孝 男	儒林郎江蘇侯 補布政使司理 問太学生	
F6	沈小大	浙江省 嘉興府 平湖縣	同治元年三月廿日 (1862年3月20日)		孝男		

番号	姓名	出身地	生卒年	年齢	奉祀者	船番	備考
G1	丁腹蒼		宝曆七年丁丑四月十二日 (1757年4月12日)				最も古 い墓碑
G2	宋紫岩	浙江省 湖州府	乾隆二十五年七月初三日 (1760年7月3日)		孝男		二番目 に古い 墓碑

番号	姓名	出身地	生没年	年齢	奉祀者	船番	備考
H1	柴衡山	浙江省寧波 府鎮海県	嘉慶十六年二月一日 (1811年2月1日)		孝侄	午八番	
H2	張松年	江蘇省鎮江 府丹徒縣	(1759年)～嘉慶十二年十 二月二十七日(1807年12 月27日)	49	孝男		
H3	鐘廷華	浙江省嘉興 府平湖縣乍 浦鎮	(1767年)～嘉慶十二年七 月十八日(1807年7月18 日)	41	胞弟		H2H3 同船

H4	洪增福	浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮	(1788年)～嘉慶十二年四月二十九日(1807年4月29日)	20	孝男	卯四番	
H5	林三觀	浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮	嘉慶十六年三月初二日(1811年3月2日)		孝子	午八番	H1、H5 と同船
H6	黃梅昇	浙江省寧波府寧縣	嘉慶十六年初冬十月(1811年10月)				
H7	毛英戈 諱耀初	浙江省嘉興府平湖縣	道光十四年三月初七日(1834年3月7日)～同治二年子月二十八日(1863年1月28日)	30			
H8	彭春泉	江蘇省常州府無錫縣	(1818)～同治二年十一月初九日(1863年11月9日)	46	孝子		登仕郎
H9	何保元	江蘇省江寧府句容縣	(1809年)～咸豐拾年二月十八日(1860年2月18日)	52	孝子	未二番	
H10	茅承勳	浙江省寧波府鄞縣	(1800)～咸豐九年未八月念五日(1859年8月25日)	60	男		
H11	薛金福	江蘇省蘇州府長洲縣	(1835年)～咸豐八年八月十一日(1858年8月11日)	24	孝男	午一番	登仕郎
H12	曹雲鶴	江蘇省蘇州府吳縣	(1814年)～咸豐八年七月十有六日(1858年7月16日)	45	孝子	巳四番	登仕郎 在留唐人
H13	何三元	江蘇省蘇州府元和縣	(1811年)～咸豐七年七月十五日(1857年7月15日)	47	孝子	巳三番	登仕郎
I1	陶永林	浙江省嘉興府平湖縣	嘉慶拾年拾壹月日(1805年11月)		子	丑八番	
I2	龔錦文	浙江省寧波府鄞縣	(1783年)～道光十七年二月念九日(1837年2月29日)	55	子	申三番	
I3	華迂玉	江蘇省蘇州府	(1783年)～道光十七年二月念三日(1837年2月23日)	55	孝男	申四番	
I4	王春山		同治五年十月廿四日(1866年10月24日)		衆友		
I5	朱毛館	浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮	嘉慶丁巳年(1797年)～同治乙丑年(1865年)	69 歲	孝子		周宅工人

(2) 被埋葬者の出身地

1) 地名表の作成

ほとんどの場合、埋葬者の出身地は墓碑の最上部に刻まれている。

被埋葬者の多くは、南京を中心とした揚子江の下流の南京地方出身であり、中国の貿易船は南方中国の各港から長崎へ来航していた史実を裏付ける。

碑文の上に刻まれた出身地の地名に対して整理した。時代の変遷に伴って、地名が変わったり、無くなったりしている。清代からの中国行政区画に基づいて、清代の地名を現在の地名と照合すると、そればかれではなく、墓碑の番号も入れ、地名表を作成した。赤い漢字は碑文に刻まれた地名、黒い漢字は現在の地名、青い漢字は墓碑の番号である。

省 (一級)	府・州 (二級)	縣 (三級)
浙江省 A1	嘉興府 現在の浙江省嘉興市 A13 A20	平湖縣 現在の浙江省平湖市 市内の西南に乍浦港がある A9 B13 B14 B18 C3 C4 C5 C6 C15 C16 D8 I1 E8 E9 F4 F5 F6 H7 平湖縣乍浦鎮 A23 H3 H4 H5 I5
		海塩縣 現在の浙江省海塩県 A2 A27
		石門縣 現在の浙江省桐郷市石門鎮 A21
	寧波府	鄞 縣 現在の寧波鄞州区 C1 C7 C10 C13 D4 F2 H10 I2
	現在の浙江省寧波のあたり A16 A18 A22 B1 B2 B6 B20 E13	鎮海縣 現在の浙江省寧波市鎮海区と北侖区 C9 C17 H1
		慈谿縣 現在の浙江省寧波市慈溪市 A3 B12 C20
		定海縣 現在の浙江省定海区 A26
	湖州府 現在の浙江省湖州市東南部 G2	烏程縣 現在の浙江省湖州市西北部 A8
	杭州府 現在の杭州市北部 B15	

省（一級）	府・州（二級）	縣（三級）
江蘇省 A4	蘇州府 現在の江蘇省蘇州市	長洲縣 1912年に長洲縣と元和縣を撤廃し、吳県に合併された。現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区 D1 D6 E5 E10 E11
	A15 A19 B9 D2 D3 D7 F1 F3 I3	吳 県 現在の江蘇省蘇州市吳中区と相城区 B8 B19 H12
		吳江縣 現在の江蘇省蘇州市吳江区 B3
		元和縣 現在の江蘇省昆山市に属する B5 H13
	太倉直隸州 現在の江蘇省蘇州市太倉市	
	A11	
	常州府 現在の江蘇省常州市天寧区、鐘樓区	無錫縣 現在の江蘇省無錫市 A17 B10 B16 C2 C14 C18 D5 E1 H8
		陽湖縣 現在の江蘇省常州市武進区東部 A14 B7 B17 E2 E12
		金匱県 現在の江蘇省無錫市東部 C9 E3 E6 E11
	江寧府 現在の南京市	句容縣 現在の江蘇省句容市 C21 E7 H9
鎮江府	丹徒縣 現在の江蘇省鎮江市 H2	
揚州府 現在の江蘇省揚州市		
B4		

省（一級）	府・州（二級）	縣（三級）
安徽省	徽州府 現在の安徽省歙縣徽城鎮 C22	歙 縣 現在の安徽省歙縣徽城鎮 C11 C12
		休寧縣 現在の安徽省休寧海陽鎮 C8
福建省	福州府	三 山 現在の福建省福州。 A12
(直隸省)	(宣化県)	宣 化 現在の河北省張家口の西南 A7

出身地が刻まれているが、現在、どこか分からない墓碑

場所不明	A6 出身地は長邑である。長邑について、崇福寺の場合は、福州府長楽県であるが、興福寺では蘇州府長楽県かと思われる。古い長邑は湖南長沙にあるが、現存の長邑は雲南省大理市洱源县煉鉄郷にある。
	H6 碑文には浙江省寧波府寧縣という出身が刻まれている。しかし、寧縣は寧波府に統轄されていない、甘肅省慶陽に隸属している。
未記入	A5 (18名) A10 A25 B11 G1 I4
調査不能	A4

2) 被埋葬者の出身地毎の人数統計

省	浙江省				江蘇省						安徽省	福建省	直隸省	場所不明	未記入	調査不能
	1名				1名											
府・州	嘉興府	寧波府	湖州府	杭州府	蘇州府	常州府	江寧府	鎮江府	揚州府	太倉州	徽州府	福州府	宣化府			
人数	26名	22名	2名	1名	19名	18名	3名	1名	1名	1名	4名	1名	1名	2名	23名	1名
計	55名				46人						4名	1名	1名	2名	23名	1名
合計	人数は133名、墓碑は116基である。 墓碑数はA5が18人を合刻しているため、人数より17がマイナスになる															

被埋葬者は、南京を中心とする揚子江の下流の南京地方の出身者である。浙江省、江蘇省の人は多数を占めている。その中に浙江省は 55 名、江蘇省は 46 名、安徽省は 4 名、福建省は 1 名、直隸省は 1 名。その中に、墓碑に出身地の地名は刻まれているが、現在の地名と照合できない、つまり、場所不明の人は 2 名。出身地が記載されていない埋葬者つまり未記入者は 23 名。樹木の根に挟まれた調査できない墓碑は 1 基。人数は総勢 133 名、墓碑は 116 基である。

(3) 埋葬者の身分と職業

碑文に記載された姓名前の功績に基づいて、埋葬者の身分職業表を作成した。

船員	船頭（船主）		A7（趙可欽）
	押工		C1 C13
	炮手		C12 C14
	一般船員		ほとんどの人
政府役人	捐納により かつての職 業	登仕郎	B7 E10 E11 G2 H11 H12 H13
		修職郎	B6
		儒林郎	F5（楊友蓮） 「皇清敕授儒林郎江蘇候補布政使司理問太学生顯 考友連府君之墓」
外交官	随使		E5
文人	画家		G2 宋紫岩
国学生	太学生ともいう		A6 A7 F5 G1
處士	A1 A12 A22 A27 B12 D1 D2 D3 D4		
工人	周宅工人 I5		

以上の身分職業表によると、被埋葬者の職業は五種類がある。つまり、船員、政府の役人、外交官、文人、工人である。

1) 船員

船頭は 1 名で、船の船主である。押工は大工で、2 名。炮手は砲手である。ほとんどの人は一般船員（工社）である。

2) 政府役人

登仕郎は 7 人である。登仕郎とは正九品文官ということである。修職郎より地位は低かった。修職郎は 1 人である。修職郎とは清代の正八品文官である。名誉的な称号で、実際には実権の伴わないものと思われる。儒林郎は F5 楊友蓮の 1 人だけである。碑文には「皇

清教授儒林郎太学生顯考友連府君之墓」と刻まれてある。『靈鑑録』には「皇清教授儒林郎江蘇候補布政使司理問太学生顯考友連府君之墓」と記載されている。儒林郎は、清代の従六品文官である。布政使司は、清の地方行政機関である、つまり楊友蓮は従六品外文官、そして理問として、江蘇省布政使司で刑罰事件と訴訟事件を検査する仕事を担当した。候補というのは、実権がない職名のようなものである。

登仕郎、修職郎、儒林郎など、これらの官職は被埋葬者に与えられた称号であった。なぜなら、これらの官員たちが捐納によって、官位を得たからである。捐納というのは、中国で歴代の王朝政府が財政の困窮を補うために、人民に金銭もしくは米穀などを納入させることによって、官位、爵位などを与える制度である。捐は「寄付する」の意味で、捐輸、捐官ともいう。秦(しん)の始皇帝のときに始まったといわれ、当初は爵位だけであったが、漢の武帝のとき、売爵のほかにも初めて官を与えた。その後、歴代の王朝は財政窮乏の対策としてしばしば行ったが、明の景泰年間(1450~57)以来、国子監生に資格を与えて捐監とよばれ、しだいに恒常的な制度となった。清では三藩の乱(1673~81)以後、捐納を利用することが甚だしく、特に太平天国の乱(1850~64)のときには釐金税とともに軍費の財源の主要部分を占めた。さらにその適用範囲も、一般庶民の売官のほか、官吏の昇官および降級・罷免の回復などにも拡大していった。その後も財政上、捐納はますます行われ、清末の官界の腐敗、墮落を助長する要因となった。

つまり、清時代に捐納は非常な重要な制度で、一科挙を通して、政府の役人になるものもいたが、一部には捐納を通して官員になったようである。官位を買うものに対して、制限もない。地主、商人、一般庶民なども例外ではなく、官位を買うことができた。

被埋葬者たちは、捐官制度が蔓延している清代に暮らしていた。前述のように登仕郎、修職郎、儒林郎という官名は実権が伴わない称号であった。したがって、間違いなく、被埋葬者たちのうち、ほとんどの人は捐納制度を利用し官位を得ていた。亡くなってから、碑文に生前の最高位の官職名あるいは地位を刻み、子孫に示したのである。

3) 随使

随使は、清の時代、政府の命令を受け、随員の身分でもって、使節として日本に行く人。つまり、外交官の最下級の職名である。

4) 文人

画家はG2宋紫岩で、1人だけである。彼は、長崎を訪れた中国人画家で、宝暦8年(1758)に長崎に来て、宝暦10年(1760)に死亡した。

5) 国学生

国学生は、太学生とも呼ばれる。清の時代、国学生は国子監の学生であるが、ほとんどの人は官員の子弟であったという。国子監は太学と俗称され、最高の学府と教育行政管理組織であったという。国学生は3人である。

6) 處士

處士は処士、清の時代、官職につかなかった徳才兼備の人で、9名である。墓碑に船の番

号が刻まれているので、ほとんどの處士は船員として、長崎に来航した。

7) 工人

朱毛館 (I5) の墓碑に「周宅工人」と刻まれている。周氏という富豪の御家で家事の手伝いをしてきた人である。

第6節 本章で得られた知見

興福寺後山の中国人墓地は、墓碑数が 116 基、被埋葬者は 133 名である。碑文に刻まれる被埋葬者の没年は、宝暦 7 年 (1757) から明治 20 年 (1887) までの範囲である。最も古い墓碑は、宝暦 7 年 (1757) の G 地区 1 号墓碑である。最も新しい墓碑は、明治 20 年 (1887) の C 地区 11 号墓碑である。一番有名な墓碑は、宝暦 10 年 (1760) の G 地区 2 号墓碑で、これが長崎で死亡した来船清人 (画人) 宋紫岩である。G 地区の 2 基は最も古い墓碑で、一番高い所に位置する。

墓碑には被埋葬者の実名、身分、本籍、奉祀者、期日、所属する船の番号、年齢などが刻まれている。被埋葬者は、南京を中心とした揚子江の下流の南京地方の出身者で、浙江省、江蘇省の出身者が多数を占めている。一方、三江地域の出身者たちばかりではない、華北地区の出身者たちも含まれている。福建省出身は 1 名のみである。内訳は以下の通りである。浙江省は 55 名、江蘇省は 46 名、安徽省は 4 名、福建省は 1 名 (A12 号)、直隸省は 1 名 (A7 号)。その中に、墓碑に出身地の地名が刻まれているが、現在の地名と照合できない、場所不明の人は 2 名。出身地が刻まれていないのは 23 名。また、一基の墓 (E4 号) は墓碑が現在行方不明であるが、馬蹄形の墓の痕跡が残されていえる。大部分の人たちは長崎に短期滞在していた下級船員であるが、在留中国人の名もある。一方、船頭 (船主・趙可欽) は 1 名、かつての政府役人は 9 名、随使 (外交官) は 1 名、画家 (宋紫岩) は 1 名、工人は 1 名である。

第4章 発掘調査

第1節 本章の目的

本章の目的は、以下の通りである。1) 中国墓地の構造、特に地下の埋設部分を確認すること。2) 墓の中に墓誌や副葬品があるのかどうかを判明すること。3) 海難に遭った趙氏及び船員たちがどこに埋葬されたのかを究明すること。4) 趙氏は、出身地はどこで、所属民族、官職位階、どういうものに貢献したかなど、その人物像を解明すること。5) 発掘調査することによって、今後の中国人研究に貴重なデータを提供すること。

第2節 発掘調査の内容

2014年8月1日に、興福寺の松尾法道住職、長崎総合科学大学のブライアン・パークガフニ教授と李桓准教授、加工石材協同組合の埜中孝氏、および長崎史談会会員の協力を得て、興福寺後山の趙可欽の墓の発掘調査を行った。

(1) 発掘調査対象の選定

1) 趙可欽の墓を選定する理由

現存している 116 基の中から趙可欽の墓を選んだ理由は以下の通りである。①趙氏の墓は興福寺の中国人墓地の中で目立った存在であること。②趙氏の墓は同墓地の中で最も古いものの一つであること。③趙氏は唐船の船頭の他に国学生だったこと。④趙氏は海難事故で死亡したが、その記録は『長崎實録大成』などにも記載されていて、その調査が比較的容易と思われること。⑤同事故で死亡した 20 名の遺体の埋葬場所は記録されていないので、遺体埋葬の場所や状況を確認する必要があること、などである。



図 4.1 発掘調査前の趙可欽の墓 (筆者撮影)

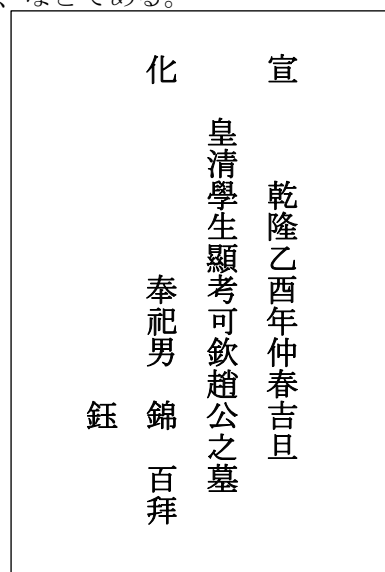


図 4.2 発掘調査前の碑文

趙氏の墓碑について説明する。碑文については、最上列は被埋葬者の出身地を表す。「宣化」とは清代の中国の直隸省、現在の中国の河北省張家口市という場所である。その下に、「皇清國學生顯考可欽趙公之墓」という字が縦に刻まれており、被埋葬者の実名及び生前の功績を示す。「皇清」とは当時の人たちの清朝に対する尊称である。また、異郷で死亡したが、自ら清国に帰属していることを認め、清政府の統治を受けていることを表す。「國學生」とは国子監という最高の学府から卒業した学生のことである。ほとんどの国學生は政府役人の子弟であった。「顯考」は自分の父親に対する尊称である。「可欽趙公」は被埋葬者の実名であるが、姓と名は逆に刻まれている。左側には「乾隆乙酉年仲春吉旦」と刻まれている。これは墓碑を築造した時期を表す。「乾隆乙酉年仲春」は、1765年2月である。「吉旦」は吉日という意味である。墓の右側には「奉祀男 錦 鈺 百拜」と刻まれているので、奉祀者は息子の趙錦と趙鈺だったことが判る。最年長者は左側になる刻まれると思われるので、趙錦は兄であり、趙鈺は弟である。意味は2人によって墓碑を築造したということである。「百拜」は額を土につけて何回も拝礼するということで、死者に対する敬意と感情を表す。

趙氏の出身地は宣化であり、中国の華北地区に属する。三江地域の人ではないのに、なぜ興福寺後山に埋葬されたのか。長崎における三江幫の進出を考察する必要があると思う。長崎における三江幫は、日本では江戸初期からその進出が見られていた。三江とは「三江会所碑記」に「三江者江南江西浙江是也、祠由是名、幫由是立」という記録がある。つまり、三江というのは江南（現在の江蘇省、安徽省）、江西、浙江の三省。『三江幫過去帳』によれば、三江は、浙江・江南・山東・江西・南京・吉林・直隸の各省にわたっているが、華北人をも含んでいるので、趙可欽が興福寺の後山に埋葬されたのは当然と言える。

2) 趙可欽の海難記録について

趙氏が海難に遭って、溺死した記録について、『長崎実録大成』には次のように記述してある。

明和二乙酉年（一七六五）拾二艘入津 内二艘込ノ船一艘、但當年ヨリ拾三艘高御定
正月廿八日大村領破船ノ唐人五拾二人送来ル。其趣去申壹番船、申閏十二月廿一日當湊出帆、數日風待致シ、當正月十四日船ヲ出ノ處、翌十五日朝風波烈シク、本船瀬ニ乗當テ破船シ、帆柱海中ニ吹倒ル故、船中ノ者帆ノ上ニ乗居シニ、濱際ニ打寄せ、帆ノ端ニ居シ者ハ海中ニ落入レリ。其地ヨリ數人出テ救ヒ助ケシム。此処大村領神浦粒瀬ト云處ノ由。地役人段々介抱ニテ、小屋ヲ打水練ヲ以テ銅等取揚給ハリ、人數七拾二人ノ内、船頭趙可欽ヲ始ニ拾人溺死シ、殘五拾二人取揚銅七百箱餘共ニ、當正月廿八日當湊ニ送る届ラル。但俵物諸色ハ霉シ損シ用達不成。右ノ人數一體申拾二番船ニ引請ケ連歸タキ旨依頼、番越へ出帆セシメラル。・・・

それによると、明和 2 年、乾隆乙酉年、即ち 1765 年、12 艘の唐船が長崎に来航した。その内の申一番船は、1764 年の閏 12 月 21 日に中国に帰る予定であったが、天候が悪かったため延期、1765 年 1 月 14 日に中国に向けて出帆した。しかし、15 日の朝、暴風と大波により、船の帆柱が倒れてしまった。船員たちは帆の上に避難していたが、大波が打ち寄せて、帆の端にいた船員たちは海の中に投げ出されてしまった。海中より数人が上がってきて救助された。その場所は、大村藩領神浦の粒瀬という場所である。大村藩の役人たちの協力で棹銅を引き上げるための小屋を建て、水泳の達人が海中より 1 箱（約 45 キロ）の棹銅の箱を引き上げた。結果は船員総勢 72 人の内、先頭をはじめ 20 人が溺死、地元の人々の救助で助った 52 人が 700 箱以上の棹銅を引き上げた。同月 28 日長崎港に 700 箱の棹銅と救助された 52 人が送還されてきた。この 52 人は、申十二番船に乗って帰国した。

今回の海難について、『日本来航唐船一覧』には次のように記されている。

年代：明和 1 番立：申 1 番 船頭：趙可欽 脇船頭・財副：溺死 所属官：十二

長崎入津日：申 1 月 4 日 乗組員：72 宿町：本石灰町 帰帆年月：酉 1 月 14 日

備考：酉 1 月 15 日大村領で難破、船頭始め 20 人溺死、残り 52 人申 12 番に引受け帰国

しかし、以下の問題点が指摘される。1) 地元の人々の救助で、生還した 52 人と 700 箱以上の棹銅が引き上げられたことが分かったが、趙氏の遺体は海から引きあげられたのかどうかは、記述されていない。2) 「正月廿八日大村領破船ノ唐人五拾二人送来ル」から見て、1 月 28 日に救助された 52 人だけが長崎に送られてきた。20 人については言及されていない。3) 20 人の遺体の埋葬場所も記録されていない。現地で埋葬されたのか、菩提寺で埋葬されたのかを明らかにする必要があると思う。

(2) 見取図と平面図の作成

興福寺の唐人墓地における発掘調査は、現在まで一例も報告されていないので、今回の調査は初めてと思われる。



図 4.3 趙可欽の墓の地上部を開けた時の様子。(筆者撮影)



図 4.4 墓の内部 (筆者撮影)

調査は、趙氏の墓を地上の部分と地下の部分に分けて行った。地上の部分は前方部の墓碑と三角屋根型の後方部の石棺である。それを掘ってみると、乾燥している石ばかりであった。これらの石および墓石の出所について、埜中氏によると、興福寺後山から産出したものという。石棺の下を結構深く掘ったが、副葬品や棺桶などは何も見つけれなかった。

200年以上経過しているため、人骨や棺桶などは残りにくいと思われるが、棺桶の木片や釘くらいは残っているものと思われるが、まったく埋葬の痕跡すら無かった。趙氏の墓は地上の墓石だけに限定され、地下には墓誌、副葬品、棺桶などは無かったのである。趙氏は海難で亡くなったので、遺体は興福寺後山に葬られなかったと思われるのである。厳密に言えば、趙氏の墓は墓ではなく、遺体が埋葬されていない墓碑である。

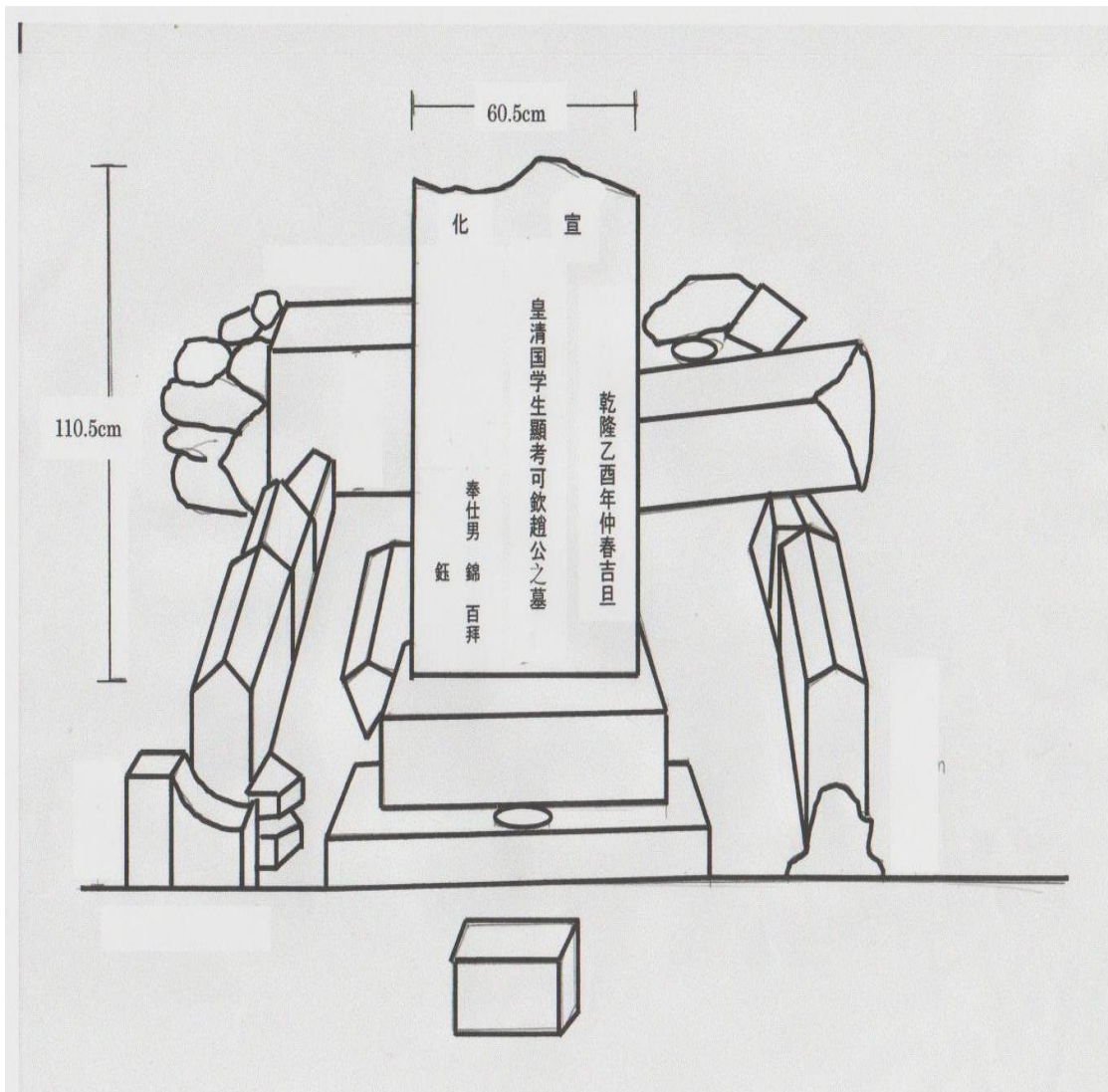


図 4.5 発掘前の趙可欽の墓の見取図 (筆者作成)

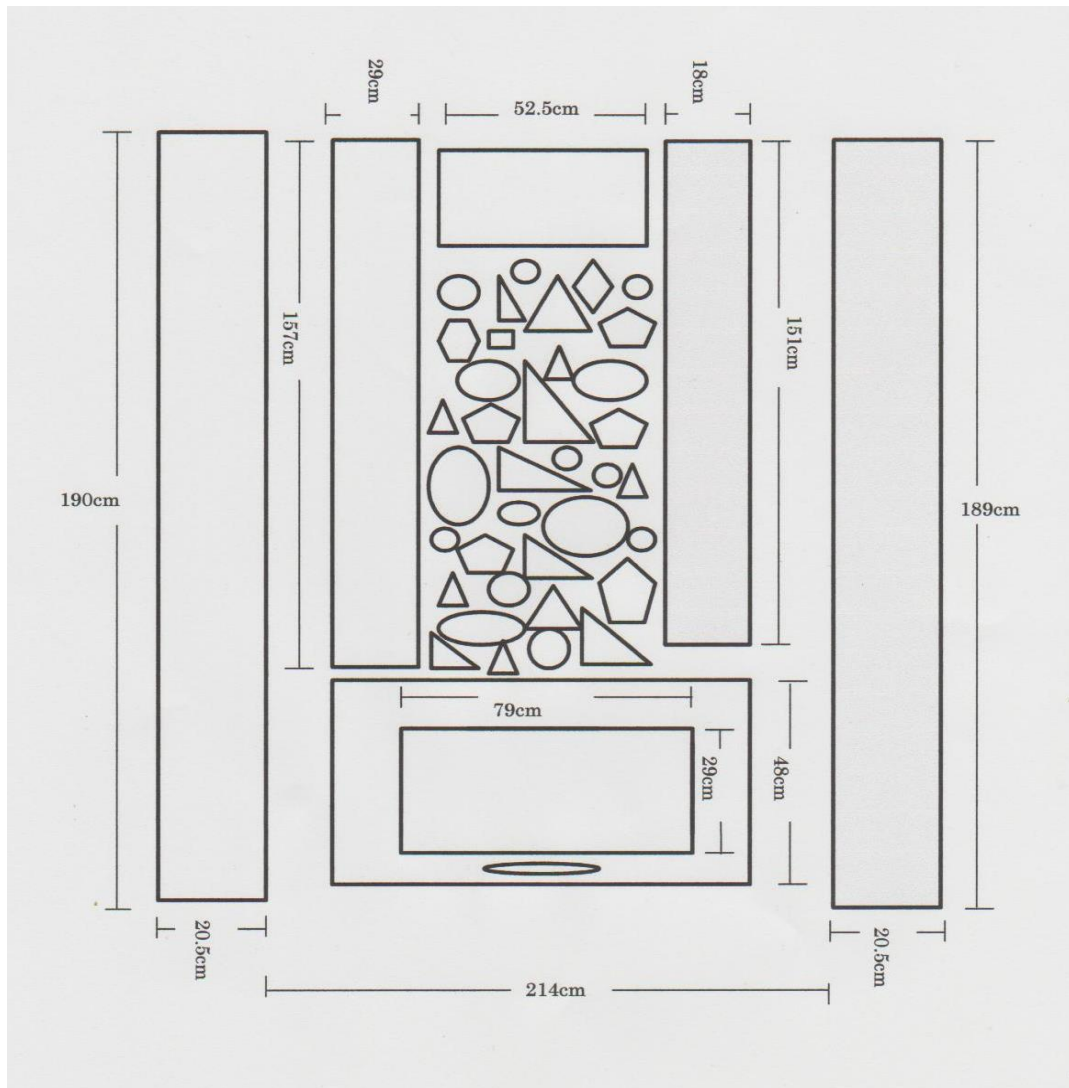


図 4.6 発掘後の趙可欽の墓の平面図 (筆者作成)

(3) 遭難現場で埋葬されたと推定される根拠

長崎には、海難で亡くなった船員の遺体が遭難現場近くで埋葬された例がある。長崎市香焼町の円福寺に唐人海難者改葬供養塔がそれである。



図 4.7 円福寺の唐人海難者改葬供養塔（筆者撮影）

円福寺の唐人海難者改葬供養塔は、長崎市の史跡に指定されている。延享元年（1744）長崎港に入港した唐船が、同 3 年（1746）11 月 27 日に帰国の途についたが、香焼と深堀の間で暴風雨のため遭難し、船主の馬奉天以下 54 名が犠牲になった。

そこで、以前に溺死した中国人 1 名とともに遭難場所に近い海岸に埋葬されたが、後に風雨により荒廃したため、宝暦 2 年（1752）高山輝ら 15 名の中国人によって現在地に改葬された。

この供養塔は、合葬塔であるだけに長崎に所在する中国人墓碑の中でも規模が大きく、装飾なども当時の形態をよく残されている。また、遭難者名はもとより、建立した中国人商人の氏名や出身地なども刻まれており、日中貿易史に関する資料としても貴重である。

このように、遭難した中国人が遭難場所に近い海岸に埋葬された例があるので、趙氏らもその遭難場所近くに埋葬された可能性が高いと考えられる。

（4）発掘調査の意義

今回発掘調査の意義は以下の通りである。

1) 江戸時代の在留中国人の埋葬の方法等を再現すること。

今回の発掘調査では、趙可欽の墓を選択した。趙氏の遺体は確認できなかったが、彼に関する海難記録に碑文の記載をあわせると、趙氏の生前の事績が明らかになった。また、三江地域の出身者たちばかりではなく、華北地区の人たちも興福寺を埋葬地として選んだ

ことが確認された。遺体が埋葬されている墓もあるし、遺体が埋葬されていない墓碑だけの墓もある。

2) 文献記録の欠如を補い、証明すること。

墓は地下の建造物だけではなく、具体的な葬儀と埋葬行う場所である。墓の築造様式はその時の社会規範に基づき、墓の所有者、祭祀者の死に対する考え方を反映している。墓を調査研究することによって、文献記録の欠如を補い、証明することができる。趙氏が海難で亡くなって、遺体が引き揚げられたかどうか、それについての記録はない。筆者は趙氏の遺体は収容されなかったと推測する。なぜなら、遭難から 13 日あまり経過しているので、趙氏の遺体も引き揚げられれば、当然、興福寺に運ばれ、後山に埋葬されたと思われる。棹銅は重量があるので、流されることはないが、趙氏ら 20 人は海上遠く流されたものと思われる。

第 3 節 本章で得られた知見

本研究で特筆されることは、現在まで一度も行われていなかった発掘調査を、専門家の協力を得て実施したことである。趙氏の墓は、地上の墓碑の部分だけで、地下の構造物からは墓誌、副葬品、棺を確認することはできなかった。今回の調査を通して以下の知見を得た。1) 興福寺の中国人墓地における著名な被埋葬者である趙可欽の事績を解明できた。2) 趙氏の墓碑の地下の構造が判明した。3) 趙氏の墓は、彼の子どもたちが後に築造した墓碑であることなどが確認できた。

今回の発掘調査は、今後の興福寺をはじめ、長崎の中国人墓地に関する研究の大きな一助となるものと思われる。

第5章 結論

第1節 まとめ

興福寺後山の中国人墓地には、江戸時代に長崎へ来航した中国人が多数葬られている。興福寺後山の中国人墓地は、江戸時代の長崎における中国人の集団社会の様子と中日交流のあり方、また、三江地域及び三江幫のアイデンティティや中国人同士の関係を物語る貴重な歴史遺産である。言語や習慣の違い、されには、戦争などもあって、同墓地に関する研究はあまり行われてこなかったが、逆に言うと、数百年の間、興福寺の日本人住職や檀家が墓碑を撤去せず大切に守ってきたことは注目に値する。日中交流の歴史を実証された中国人墓地は長崎の地域文化の象徴でもある。

本研究の特色は、1) 長崎の唐寺と中国人社会との関係を分析し、唐寺が中国人社会に対する役割などを明らかにすること。2) 長崎関係の史料に記載されていない興福寺の中国人墓地についての研究を行うこと。3) 被埋葬者の出身地、生前の事績等、人物について明らかにすること。4) 本研究は墓の地上の部分に限定せず、初めて中国人墓地の発掘調査を行った。この長崎の中国人墓地に関する初めての発掘調査は、新たな研究の扉を開き、今後の研究に大いに貢献するものと思われる。5) 江戸時代の海外における中国人社会の様子を解明すること。6) 本研究の付録には興福寺の中国人墓地、興福寺過去帳である『靈鑑録』を資料として作成した。これは研究の今後に大きいに参考となるであろう。

(1) 唐寺と中国人社会について

唐寺というのは、1620年（元和6）に創建された興福寺、1628年（寛永5）に創建された福濟寺、1629年（寛永6）に創建された崇福寺の三つの寺院であるが、（1677年（延宝5）に創建された聖福寺を加えて、四つの寺院とするが、同寺はここでは省く）これらはそれぞれ南京寺、泉州寺、福州寺と呼ばれた。ということは、聖福寺を入れると、幫の成立が1677年頃になる。これら各幫の出身者を中心として、唐寺はそれぞれ創建されたのである。

これら唐寺は「媽祖の安置」、「同郷幫の集会」と「先主の菩提供養」の場所として、明末に戦乱を避けて多数の流寓民が長崎華僑社会の形成を促したことは事実である。中国人たちの公然の安息所であり、また彼らの信仰的及び同郷的な拠り所となった。後に中華会館・公所や華僑総会などの在日華僑自治団体の先駆をなすものであった。

(2) 興福寺について

興福寺は、唐寺の一つで、山号は東明山である。東側は浄安寺と隣合わせ、西側は延命寺に接している。後ろに風頭山にそびえ、現在は寺町通りに面している。黄檗宗の寺院である。南京寺と呼ばれた。江戸時代は長崎村伊良郷に属した。原爆の被害にも遭っていないので、往時の寺観をとどめている。

興福寺の境内は、黄檗宗の開祖隠元禪師初登の宝地として長崎県の史跡に指定され、山

門に掲げた額は隠元禅師の渡来後の書である。大雄宝殿は国指定の重要文化財であり、中国南方建築様式として清国期の貴重な建築である。また、興福寺の境内に国指定重要文化財の唐人屋敷住宅門が移築保存されている。江戸時代の華やかであった「唐人屋敷」は見ることができないが、この門が唯一当時の面影をしのばせる貴重な建築物である。他に媽祖堂、鐘鼓楼、山門、三江会所の門、長崎聖堂遺構大学門などの建造物は県の文化財に指定されている。

興福寺は、元和6年(1620)欧陽氏の別荘にあった三江帮集会所の祠堂から発展したもので、初めは媽祖を主として祀る香火道場であった。最初、真円が祠堂を建て、間もなくそれは寺廟らしく整備された。2代黙子如定のころまでに、諸堂や山門などすべてが完成、寺院の基礎ができたのである。

(3) 興福寺中国人墓碑群について

興福寺後山に現存する中国人墓碑は116基、被埋葬者は133人である。すべて、男性である。うっそうと生い茂る林々の中に隠れるように残る同墓地は、整理及び地図作製のために「A」から「I」という9つの区域に分けられた。一基(D1号)の被埋葬者は家族によって遺体が中国に戻され、墓碑だけが残されている。また海上で遭難船員18名全員の名前を刻んだ墓碑(A3号)もある。最も古い墓碑は宝暦7年(1757)に築造され、250年以上の歴史がある。一番新しい墓碑は、明治20年(1887)に築造されている。被埋葬者のほとんどは、貿易や文化交流のために長崎に滞在していた商人あるいは文人であるが、在留中国人も見られる。

碑文の様式について、碑文の様式はほとんど同じである。最上段は出身地である。中央の列は被埋葬者の戒名ではなく、姓名、つまり実名である。姓名の前には生前の功績が刻まれている。向かって右側の列は中国の年号で死亡年月日を刻まれている。向かって左側の列は来航した船の番号と奉祀者である。多くの被埋葬者は息子によって祀られているが、甥や友人の場合もある。中には上記の事柄が欠如している墓碑もある。被埋葬者の出身地について、ほとんどの場合、墓碑の最上段に刻まれている。被埋葬者の多くは、南京を中心とする揚子江の下流の南京地方出身者であり、唐船は南方中国の各港から長崎へ来航していた史実を裏付ける。浙江省および江蘇省の出身者が多数を占めている。一方、福建省出身は1名のみである。内訳は、浙江省55名、江蘇省46名、安徽省4名、福建省1名、直隸省1名である。中には、墓碑に出身地の地名が刻まれているが、現在の地名と照合できない場所不明の人は22名である。出身地が刻まれていない被埋葬者、つまり未刻者は23名。樹木の根に挟まれて調査不可能な墓碑が1基。被埋葬者の生前の職業は五種類があり、船員、政府の役人、外交官、文人、工人である。

(4) 発掘調査について

専門家の協力を得て、興福寺後山の趙可欽の墓碑の発掘調査を行った。趙可欽の墓碑の地上部は前方の墓碑と後方の三角屋根型「石室」により構成されている。石室を開けてみると、小石が詰められていた。これらの小石および墓石の出所について、調査に協力いた

だいたひ中氏は、興福寺後山の風頭山から産出したものと言われた。埋葬の痕跡は全くなかった。趙氏の墓碑は地上の墓碑だけに限定され、地下には遺体はもちろん墓誌、副葬品、棺がないことは、試掘調査に携わった専門家たちが一応に確認した。後に、長崎史談会の協力を得て、趙氏の遭難現場である神浦の粒瀬を現地調査した。現在、神浦の粒瀬は、長崎市の黒崎町に位置する。その周りの山にいくつか墓を見つけたが、様式から見て、中国人の墓ではないと考えられる。残念ながら、海難に遭った趙氏及び船員たち総勢 20 名の墓を確認することはできなかった。趙氏が海難で死亡した後、遺体が海から引きあげられたかどうかは不明であるが、少なくとも興福寺後山に葬られなかったのである。厳密に言えば、趙氏の墓は墓ではなく、遺体のない墓碑である。

(5) 江戸時代の中国人社会の葬儀と葬送から伺える文化価値観について

中国人の墓碑と墓地に見られる葬儀と葬送をまとめ、江戸時代の中国人社会に共有の文化価値観を明らかにする。以下の通りである。

1) 霊魂の存在を深く信じること

清朝期の三江地域の中国人たちの一般人の考え方は、「人は死んだ後、肉体と精神は分離する」と考えたのである。精神の部分が所謂魂として、極楽世界に往き、肉体は大地に返す。」という。これは興福寺を創建した目的から、先亡者の冥福を祈るためであったことがうかがわれる。また、霊魂は相変わらず、ほかの世界で生きている人と深いつながりがあると思われた。宝永 6 年 (1709) 唐人屋敷に疫病が流行して病人が多数出た時は、医師の治療や薬だけではなかなか治せず、唐僧を招いて祈祷や施餓鬼を行って悪疫を祓ったということからうかがわれる。当時の人々の信仰である「魂が不死」という思想で、亡くなった人々は例外なく、土葬にされた。興福寺の後山の中国人の墓は寝棺である。

2) 孝文化を重視すること

中国人墓碑の碑文は、簡潔、かつ明確に被埋葬者と墓碑築造者の相関関係を表し、さらに孝道を維持し、丁寧に被埋葬者の葬儀を執り行い、敬虔に被埋葬者を祀ったことを表している。碑文から年長者が世を去ったことに対する悲しみ痛む感情を自然に読み取れる。例えば、「孝男奉祀」(孝行息子)、「百拜奉祀」(ひざまずいて額を地につける礼拝)、「不孝男敬立」(謙遜語) などからうかがえる。

3) 中国人社会内での団結力をはかること

長崎で亡くなった中国人の葬儀と埋葬は、同郷もしくは同じ船の仲間たちによって行われた。このことが長崎における中国人たちの団結をいっそう強固にしてきた。長崎の中国人社会で行う葬儀と葬送は家毎の行為ではない、中国人社会での公開の集団の行為である。葬儀と葬送は、集団による行為で、互いに助け合うことである。この行為が中国人社会における集団意識と団結力を発揮したのである。

第2節 今後の課題

本研究の特記事項として、現在まで一度も行われなかった中国人墓碑の発掘調査を、発掘調査の専門家の協力を得て実施したことである。調査対象趙可欽の墓碑からは墓誌、副葬品、棺等を確認することはできなかったが、江戸時代の中国人墓碑を知るには十分な成果があった。おそらく乗船が難破、溺死したので、趙氏の遺体は遭難現場に埋葬されたものと推測される。

今後は興福寺後山の他の中国人墓地についても、墓の内部構造及び遺体と一緒に埋められたはずの墓誌や副葬品を確認、江戸時代における中国人墓碑の構造や埋蔵方法、さらには埋蔵に至る諸手続等についてもさらに調査研究を深める必要があると思われる。さらには、悟真寺や福濟寺、崇福寺など長崎の他の中国人墓地との比較調査を行い、その関連などについても解明したいと思っている。そして、これら中国の風習等が日本に与えた影響等についても考察を深める所存である。

参考文献：

- (1) 西川如見『増補訂正華夷通商考』第二卷 長崎歴史文化博物館収蔵 1708年
- (2) 藤野保編『郷村記』 国書刊行会 1982年
- (3) 丹山・雷震合誌 興福寺の過去帳『靈鑑録』長崎歴史文化博物館収蔵 1800年
- (4) 渡辺庫輔手書『投化唐人墓碑録（作成年代不詳）』（興福寺）長崎歴史文化博物館収蔵
- (5) 穎川君平編「訳司統譜」『長崎県史』史料編四 吉川弘文館 1965年
- (6) 長崎市役所編『長崎市史 地誌編仏寺部下』 長崎市役所 1923年
- (7) 内田直作『日本華僑社会研究』 一橋論叢 東京同文館 1949年
- (8) 李猷璋『長崎三唐寺の成立』 協和株式会社 1962年
- (9) 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎港草』 長崎文献社 1973年
- (10) 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎実録大成正編』 長崎文献社 1973年
- (11) 丹羽漢吉『長崎名勝図絵』 長崎文献社 1974年
- (12) 松浦東溪・森永種夫校訂『長崎古今集覧』 長崎文献社 1976年
- (13) 宮田安『唐通事家系論攷』 長崎文献社 1979年
- (14) 深瀉久『四海楼物語』 西日本新聞社 1979年
- (15) 宮田安他『長崎墓所一覽 風頭山麓篇』 長崎文献社、1982年
- (16) 山本紀剛『唐人屋敷』 謙光社 1983年
- (17) 宮田安「興福寺の唐人墓地」（長崎華僑研究会編著『長崎華僑史・稿（史・資料編）・年報第三輯』） 長崎市立博物館 1987年
- (18) 長崎県教育委員会『中国文化と長崎県』長崎県教育委員会 1989年
- (19) 李猷璋『長崎唐人の研究』 親和銀行 1991年
- (20) 中村質『日本来航唐船一覽明和元～文久元（1764～1861）年』 長崎県立長崎図書館 1997年
- (21) 鶴田武良「宋紫石と南蘋派」『日本の美術 7』 至文堂 1993年
- (22) 大槻幹郎他編著『黄檗文化人名辞典』 思文閣出版 1998年
- (23) 朱天曙・胡伝海編『碑文10輯』中国書法名家講座 上海書画出版社 2005年
- (24) 張氷隅『農歴与民族文化』 上海教育出版社 2008年
- (25) 李理『清代官制与服飾』遼寧民族出版社 2008年
- (26) 張覚明『中国名墓風水』 湖北長江出版集団 湖北人民出版社 2009年
- (27) 金開城・金東瑞 編著「中国文化知識読本一『碑』」 吉林出版集团有限公司 吉林文史出版社 2009年
- (28) 林陸朗著『長崎唐通事一大通事林道栄とその周辺』 長崎文献社 2010年
- (29) 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第四巻 現代編 長崎市役所 2013年

謝辞

本論文「興福寺後山の中国人墓地群に関する基礎的研究」を終えるにあたり、論文の作成において、始終多大なご指導ご鞭撻を賜りました長崎総合科学大学教授 ブライアン・バークガフニ先生に心より感謝と敬意の意を申し上げます。

学位論文審査の労をお執りくださいました総合科学大学教授 村田明久、総合科学大学準教授 李桓、活水大学文学部人間関係学科教授 下川達彌先生には多くの貴重なご助言と温かいご支援を賜りました。記して感謝申し上げます。

興福寺後山の中国人墓碑群に関する現地調査、および研究結果を学位論文にまとめるように勧めてくださり、その過程においてご鞭撻ご支援を賜りました。現長崎史談会会長 原田博二先生に心から感謝の意を申し上げます。発掘調査にあたり、ご支援を賜りました現興福寺御住職 松尾法道和尚、長崎加工石材協同組合の組合員埜中孝(一級技能士)氏、長崎史談会の会員たちに心から御礼申し上げます。

筆者は論文の原稿を始めてから、日本語の修正において、多くの方々のご助言と協力をいただきました。皆様のお名前を全部上げることはできませんが、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、研究活動を影から支え、また本論文をまとめるにあたり、見守って応援してくれた夫 陳雷、長女 陳景伊に心から感謝の意を表します。

長崎 2016年11月

姜楠